

外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援 高校、地域社会、大学の連携に向けて

2020年12月13日（日） 14:00～17:00

Webex Events を用いたオンライン開催

主催：東洋大学人間科学総合研究所

研究チーム「多文化共生と外国人住民の社会統合」（代表：村上一基）

共催：2020年度井上円了記念研究助成（研究代表者：井沢泰樹）

<目次>

はじめに	1
趣旨説明	3
第1 報告「公立高校における外国にルーツを持つ生徒の進路指導」 長谷川 聡子・楠 瑠奈	7
第2 報告「どのような進路支援に取り組むのか。 外国にルーツを持つ高校生たちの進路指導の課題」 角田 仁	17
第3 報告「NPOの支援現場からみる外国にルーツを持つ若者」 高橋 清樹	31
第4 報告「東洋大学社会学部国際社会学科での推薦入試導入とその課題」 村上 一基	39
パネルディスカッション	47
登壇者紹介	63

はじめに

2020年12月13日(日)、東洋大学白山キャンパスを会場とし、オンライン(Webex eventsとYouTube Live)で中継する形でシンポジウム「外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援—高校、地域社会、大学の連携に向けて」を実施した。本報告書はその記録集である。

新型コロナウイルス感染症は社会生活に大きな変化をもたらした。大学ではオンライン授業を余儀なくされ、学生生活にも大きな影響があった。学会やシンポジウム、研究会なども対面での実施が難しく、2020年度はほとんどがオンラインで開催され、本シンポジウムもオンラインで実施せざるをえなかった。だが、登壇者同士での議論をより深めたいと思ったことなどから、登壇者もオンラインで参加する「完全オンライン」での実施にはせず、感染予防対策をとった上で、登壇者のみ東洋大学白山キャンパス内の会議室に集まり、その様子を中継するという形態をとった。登壇者にはご足労をおかけしたが、奏功したのではないかと自負している。

シンポジウムには、日本全国から約120名の方にご参加いただいた。学会や研究会、シンポジウムなどイベントの多い師走の週末に、このように多くの方に参加いただいたことを嬉しく思うとともに、外国にルーツを持つ若者の問題に対する関心の高さを実感させるものでもあった。オンライン開催であるため、対面で開催したときのように休憩時間やシンポジウム後の「雑談」や「交流」ができないことは悔やまれたが、怪我の功名で、首都圏以外の方々も多数参加くださり、特に首都圏外の方からの反響は大きかった。オンラインでのイベントについては、対面で開催したときにある「出会い」の機会が確保されにくいということがひとつのデメリットとしてあるが、一方で全国から参加できるというメリットもあり、アフター・コロナのイベント開催方法についても、工夫していく必要を強く感じた。

このシンポジウムは人間科学総合研究所において2020年度に立ち上げた研究チーム「多文化共生と外国人住民の社会統合」のスタートアップのシンポジウムとして行った。この企画に賛同いただき、サポートくださった研究チームのメンバーにこの場を借りてお礼申し上げたい。また本シンポジウムは、2020年度井上円了記念研究助成「社会的マイノリティにおけるメンタルヘルスとセーフティネット構築に関する研究」(研究代表者:井沢泰樹)の協力もいただいた。

最後に、人間科学総合研究所所長である近藤裕子先生には、本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、シンポジウム冒頭にご挨拶いただいた。またシンポジウムの準備から当日の運営まで、東洋大学大学院社会学研究科博士課程の保科俊さんと人間科学総合研究所の中川千香子さんにご尽力いただいた。心より感謝申し上げます。シンポジウムの成果については何かしらの方法で残したいと考えていたが、報告書という形態をとることは、後日決まったことであり、登壇者にはお忙しいところ急遽、原稿の修正・チェックをしていただいた。深く謝意を表したい。

なお、特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)の機関誌『M ネット』217号(2021年8月発行)に、本シンポジウムの成果を一部使用した特集「外国にルーツを持つ若者の大学進学」が掲載される予定である。あわせてご覧いただきたい。

2021年7月
村上 一基

東洋大学人間科学総合研究所 公開シンポジウム

外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援
高校、地域社会、大学の連携に向けて

【日時】2020年12月13日（日） 14:00～17:00

【開催方法】Webex Events を用いたオンライン開催

【プログラム】

14:00～14:05 人間科学総合研究所 近藤裕子所長 挨拶

14:05～14:15 趣旨説明

14:15～14:40

報告(1)「公立高校における外国にルーツを持つ生徒の進路指導」

長谷川聡子、楠瑠奈（都立南葛飾高校・教諭）

14:40～15:05

報告(2)「どのような進路支援に取り組むのか

——外国にルーツを持つ高校生たちの進路指導の課題」

角田仁（都立一橋高校・教諭）

15:05～15:30

報告(3)「NPOの支援現場からみる外国にルーツを持つ若者」

高橋清樹（多文化共生教育ネットワークかながわ・事務局長）

15:30～15:40 休憩

15:40～16:00

報告(4)「東洋大学社会学部国際社会学科での推薦入試導入とその課題」

村上一基（東洋大学・准教授）

16:00～17:00

パネルディスカッション

司会：高橋典史・井沢泰樹

総合司会：山田香織

趣旨説明

村上 一基
東洋大学社会学部

1. はじめに

東洋大学人間科学総合研究所で、「多文化共生と外国人住民の社会統合」という研究チームを立ち上げた¹。この研究チームは、日本、ならびに諸外国における多文化共生や、外国人住民の社会統合に関して、NPO や宗教団体などの市民社会や地域社会における実践に着目して研究することを目的としている。とりわけ、いわゆる大学のなかだけで研究するのではなく、社会とのつながりを重視していきたいと考えている。本日も4名の方にご登壇いただいているが、市民社会のアクターを招いたワークショップやシンポジウムを行っていくことを計画している。

大学と社会のつながりを考えると、さまざまなつながり方があるが、学生を受け入れ、市民として育成し、送り出していくことが、大学の社会との関わりにおけるもっとも重要かつ大きな使命としてあろう。そこで今回、この研究チームを立ち上げるスタートアップのシンポジウムとして、外国にルーツを持つ若者の大学進学の実状とその課題について、その支援を行ってきた高校の先生方やNPOのスタッフにご登壇いただくことにした。それを通して、外国にルーツを持つ若者の社会統合や、今後の多文化共生社会の在り方を考えていきたい。

2. 外国にルーツを持つ若者の社会統合に向けて

近年、外国籍児童の教育・就学の問題への関心が高まっている。日本における在留外国人は、2019年6月時点で293万人に上り、過去最高となった。2019年4月からは「特定技能」による新たな外国人受け入れがはじまるなど、外国人の定住はいつそう進んでいくことが予想されている。外国にルーツを持つ18歳未満の子どもは約30万人おり、1990年代以降に入学したニューカマーの子どもが高校、さらには大学に進学する年齢に到達している。また定住外国人の増加とともにこうした外国にルーツを持つ若者も増えることは容易に予想できる。そうしたなか、かれらの社会での活躍には、高い期待が寄せられている。文部科学省などの報告書でも、母国との架け橋となる「グローバル人材」という言葉を使用しつつ、かれらの活躍への期待がみられる。こうした若者たちの社会統合のための環境を整え、かれらが活躍できる多様性を尊重した、公正な社会をつくっていくことは、ひとつの大きな社会的課題としてあるだろう。

3. 高等教育への進学という課題

2019年4月に「特定技能」の在留資格が創設されることに伴って、共生社会の実現に向けた環境整備の推進が目指された。そのなかの重要な課題として教育がある。とりわけ2019年から文部科学省による検討や改革が進められ、就学状況等の調査、受け入れ指導體制の構築、教員・支援者の養成、日本語学習支援の拡充が議論され、必要な施策が検討された。

しかし、2020年8月に日本学術会議が公表した提言²で指摘されたように、後期中等教育における対策はまだ遅れている。実際、義務教育段階での施策への効果は期待されるものの、「日本人生徒」との格差は義務教育後に拡大している。例えば、現在、日本の高校進学率は約99%に達し、高校教育は準義務教育化していると言われているが、外国にルーツを持つ若者の高校進学率は2018年時点で64%程度である。さらに高校進学後も、日本語教育が必要な外国人生徒の中退率が著しく高く、中退率は9.6%と全国平均の10倍近い。

高校卒業後の進学率や就職率においても、入試制度、経済的支援の不足、在留資格による就労制限などが原因となって、大きな格差が生じている。しばしば指摘されるように必要な資料、データが不足しており、現在、手に入るデータは、主に日本語指導が必要な高校生に関するデータである。日本語指導が必要な高校生の大学や専門学校への進学率は約42%と、全高校生の71%と比べて約30%低い。また就職における非正規就労率も、全高校生は4.3%だが、日本語指導が必要な高校生は40%と10倍を数える。このように限られた資料からもわかるように、十分な支援がなされていないことによって、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状がある。

こうした背景から、本シンポジウムでは、外国にルーツを持つ若者の大学進学においてどのような課題があるのかを議論していきたい。これまで指摘されてきたことのひとつとして、大学入試のハードルがある。外国にルーツを持つ若者が「日本人生徒」と競争していくことの難しさ、とりわけ日本語能力に加え、学習言語・受験言語として「国語」を習得する困難などがあげられる。また大学受験においては、「日本人生徒」の多くが予備校に通っているが、外国にルーツを持つ若者の一部にとっては、そのための経済的負担や家族の理解の問題も生じる。樋口直人や稲葉奈々子は、「制度の間隙」を縫って、推薦入試を利用して大学入学をしている外国ルーツの若者が多いことを明らかにしている³。大学進学にあたっては、経済的支援も不足しており、日本学生支援機構の奨学金は在留資格に制限があったり、私立大学の高額な学費の問題もある。

しかし、その一方ですでに大学に進学したり、社会で活躍している外国にルーツを持つ若者がいることも忘れてはならない。事実、外国にルーツを持つ学生は、さまざまな大学に在籍していて活躍している。高谷幸らは大学進学率の上昇を2015年時点で明らかにしている⁴、もちろんわれわれ大学教員としても、実感として、外国にルーツを持つ若者が学生のなかに増えていると感じている。高橋清樹さんにお話いただくように、若者自身による活動も行われるようになっており、多文化ユースプロジェクト⁵など、大学や社会で活躍している若者が、さまざまな活動を自分たち自身で行っている。それでもかれらに平等な機会が与えられているとは言いがたく、大学進学を夢見ても、上述の制度の問題や経済的な事情でそれが叶わな

い若者や、進学することを現実的な選択肢として考えられない若者も多い。すべての若者が活躍できる公正な社会にしていくことはまだまだ課題としてある。

こうしたなか、このシンポジウムで取り上げるように、若者の大学進学に対する支援として、高校や地域社会、大学によってさまざまな形での取り組みが行われている。高校ではまず、都道府県によって偏りはあるが、高校入試における特別枠・特別措置を実施したり、入学後に日本語指導をしたりしている。また高校教員やNPOなどが協力して、外国にルーツを持つ生徒を対象にした進路ガイダンスなどを開いている。NPOなどでは、学習支援だけでなく、多文化コーディネーターの高校への派遣や、正規に日本の中学校を修了していない若者を対象にした「多文化フリースクール」の開設などがなされている。大学については、宇都宮大学国際学部が国公立大学ではじめて導入したが、「外国人生徒特別入試」を設ける大学も限定的だがあり、日本学術会議も最優先課題として、より多くの大学が外国人生徒対象の推薦入試や特別枠の実施をするよう提言している。

4. シンポジウム開催にあたって

本シンポジウムのきっかけは、東洋大学社会学部国際社会学科で、2021年度入試から「外国にルーツを持つ生徒対象入試」を実施したことにある。この入試を導入する際に、高校の先生、NPOで活躍される方、弁護士など、さまざまな方にヒアリングをした。本日、登壇いただく方も、このヒアリングの段階でお世話になり、アドバイスをいただいた方である。ヒアリングをしていくなかで、強く感じたのは、大学進学に関する議論をもっと深めていく必要があるということであった。ヒアリングは個別に行ったが、話をうかがった方を一堂に招いて議論をしたら、非常に充実した話ができるのではないかと考えるようになり、それを今回、こうした形で実施することになった。

研究者、つまり大学教員として、この大学進学の問題を考えることは、先ほど引用した樋口と稲葉が指摘するように、当事者としての社会学者のあり方を問うものであり、外国にルーツを持つ若者の進学問題を自らの職業に関わる問題として、大学教員も当事者として考えていくことでもある⁶。しかし同時に、大学教員として、それをどこまで、どのように再帰的に検討していけるか、という方法論的挑戦でもある。そもそも、こうした入試制度を導入し、発展させていくには、その入試にどのような限界があるのか、それを乗り越えるためにはどのようにしたら良いのか、を常に議論していく必要があることは自明であろう。しかし、入試制度に関する議論において、制度の大枠を問うことはできるが、実際に入試を導入したことを、どのように議論するかということは非常に難しい。なぜかというと、入試はそれぞれの大学にとって非常にセンシティブな内容であり、守秘義務の問題などとあわせて、どこまで公に議論できるのか、という判断を適切にしなければならないからである。当事者である大学教員がどこまで再帰的に議論できるか、今日のシンポジウムで議論するなかで、このことも考えていければと考えている。

本シンポジウムのプログラムを簡単に説明したい。これから私を含めて4つの報告のあとに、パネルディスカッションを行う。プログラムのイメージとしては、教室のなかで生徒と接

しているところからはじめ、だんだんと教室から出て、職員室や、学校を越えた教員間のやりとりにふれていく。そしてNPOなどの地域に出て、大学に広がっていくような、そのようなイメージの報告順番にしている。第1報告は都立南葛飾高校で外国人生徒の支援を担当している長谷川聡子さんと楠瑠奈さんである。おふたりには、「公立学校における外国にルーツを持つ生徒の進路指導」について、何名かの生徒のケースを取りあげてお話しいただく。第2報告は角田仁さんで、都立一橋高校の教諭、さらに多文化共生教育ネットワーク東京でも活躍されている。角田さんには、「どのような進路支援に取り組むのか。外国にルーツを持つ高校生たちの進路指導の課題」として、都内での高校生向けの進路ガイダンスの取り組みや在留資格、経済的な問題、進学後の支援についてお話しいただく。第3報告は多文化共生教育ネットワークかながわの事務局長の高橋清樹さんで、「NPOの支援現場からみる外国にルーツを持つ若者」として、多文化共生教育ネットワークかながわの活動、多文化ユースプロジェクトという若者が立ち上げた団体と若者の夢や想いについてご報告いただく。最後に村上が、「東洋大学社会学部国際社会学科での推薦入試導入とその課題」について、入試制度の紹介やその導入にあたって生じた議論などを入試制度の発展に向けての今後の展望を含めつつ報告する。

-
- 1 2020年度の研究チームのメンバーは、井沢泰樹、岩瀬由佳、姜英淑、高橋典史、平島みさ、村上一基、山田香織、山本須美子である。
 - 2 日本学術会議 地域研究委員会 多文化共生分科会, 2020,『提言 外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障：公立高校の「入口」から「出口」まで』日本学術会議.
 - 3 樋口直人・稲葉奈々子, 2018, 「間隙を縫う：ニューカマー第二世代の大学進学」『社会学評論』68(4): 567-83.
 - 4 高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛治致・稲葉奈々子, 2015, 「2010年国勢調査にみる外国人の教育：外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』(39): 37-56.
 - 5 <https://www.multyouth.com/multicultural-youth>
 - 6 樋口直人・稲葉奈々子, 2018, 「間隙を縫う：ニューカマー第二世代の大学進学」『社会学評論』68(4): 567-83.

第1報告

「公立高校における外国にルーツを持つ生徒の進路指導」

長谷川 聡子
都立南葛飾高校

楠 瑠奈
都立南葛飾高校

1. 本校における「日本語支援を必要とする外国にルーツを持つ生徒」の概況

本校には現在（2020年度）約80名の「外国にルーツを持つ生徒」が在籍している。本稿ではその中でも「日本語支援を必要とする生徒」に絞って紹介する。

本校は全日制普通科の高校だが、「在京外国人生徒対象の入学選抜」という、来日3年以内の生徒等を対象とした入試を実施しており、現在5年目である。一般入試での入学者も含めると、現在「日本語支援を必要とする生徒」は全部で55名在籍している。この生徒を本校では「在京生」と呼んでおり、本稿でもそのように呼ぶこととする。

● 在籍・卒業状況		※一般入試、転入学試験による入学者を含む	
2016年度入学	16名入学	➡	13名卒業
2017年度入学	23名入学	➡	18名卒業
2018年度入学	19名入学	➡	17名
2019年度入学	23名入学	➡	20名
2020年度入学	18名入学		現在55名在籍

この5年間の在京生の在籍、卒業状況については、残念ながら毎年転退学者がいるのが現状である。昨年度（2019年度）の卒業生では、23名の入学者のうち5名が転退学しており、転退学率は21.7%である。この年の本校全体の転退学率は11.9%と比較的高かったものの、在京生の数字はそれをさらに上回っており、やはり特別な支援を必要とする生徒が多いことが伺える。これまでに転退学した在京生の約半数が在留資格や家庭の事情による理由、約半数が学力を含めた適応の問題による理由で、帰国や転退学をしている。

教員の力で全ての転退学を防ぐことはできないが、支援の結果卒業や進学ができたり、逆に何の支援もできないまま突然の帰国となったりと、適切な支援の有無によっては結果が異なった可能性のあるケースは少なくない。在京生の支援は教員個人の知識や経験だけでは対応しきれないことも多いため、組織全体で支援体制を整えていくことは、多くの学校に共通する喫緊の課題であると言えるだろう。

・本校在京生の日本語能力

「日本語支援を必要とする生徒」といっても、日本語能力の個人差は非常に大きい。入学時

にすでに日本語能力試験のN2やN1に挑戦できるレベルの生徒がいることもまれにあるが、ボリュームゾーンはN4～N3レベルである。また、年度によってはN5レベルにも満たない、挨拶から学ぶような生徒がいることもあるため、ただ彼らを一堂に集めて日本語指導や取り出し授業をするだけでは、大きな効果は期待できない。しかし、特別な支援に割ける人員や時間、予算は当然限られており、その条件下で最善策を練ることは、日本語教育の知見に乏しい教員にとっては非常に難しい問題である。本校では、今年度から東京都の新規事業として「多文化共生スクールコーディネーター」が1名配属されたことにより、状況は大きく前進した。

在京生にとって日本語は「教養」ではなく、日本で学び、はたらき、生きていくための切実な「手段」であり、「スキル」である。学校は、彼らにそれを身に付けさせ、社会へ送り出すという重要な役割を担っている。彼らの進路保障のためにも、先述のような新たな支援事業や教員の加配等の施策を、関係省庁や自治体が主体となって早急に拡充していくことを期待したい。

・本校在京生の進路状況

この2年間で卒業した在京生31名中、大学に進学したのは17名であり、進学率は54.8%である。本校全体での大学、短大への進学率は一昨年度が17.2%、昨年度が29.6%と年々進学率が上昇している学校ではあるが、その中でも在京生のほとんどが大学進学を志望している。

日本語支援を必要とする生徒は高校進学時も選択肢が非常に限られるため、本来の学力が高く難関大学を志望していても、本校のように大学進学率がそれほど高くない学校に入学する生徒は多い。「日本語力不足」と「学力不足」は別の問題であるが、現状として「学力は高いが日本語力が低い」生徒に対する支援環境が整っている学校はほとんどないだろう。「簡単すぎる」英語の授業を受けながら「難しすぎる」社会の授業を受ける、と

● 生徒の日本語能力の実態

1 学年生徒 J. TEST (11月) 結果

Cレベル	: 1名	(N2程度)
Cレベル未満	: 1名	
Dレベル	: 4名	(N3程度)
Eレベル	: 6名	(N4程度)
Eレベル未満	: 1名	
Fレベル	: 0名	
Gレベル	: 1名	
Gレベル未満	: 2名	

入門レベルの日本語の範囲ならば、コミュニケーションができる。

● 卒業生の進路状況

2016年度入学生 13名卒業

大学	5名	専門学校	2名
留学	2名	浪人	3名
その他	1名	(うち2名は翌年大学合格)	

2017年度入学生 18名卒業

大学	10名	専門学校	2名
留学	2名	浪人	2名
その他	2名		



● 卒業生の進路状況

卒業した生徒(2年間)・・・31名
うち大学に進学した生徒・・・17名
(54.8%)

受験方法

指定校推薦	・・・6名
一般入試	・・・6名
AO入試	・・・3名
特別な推薦	・・・2名



いう日々を送る在京生は少なくない。

実際に、難関大学を目指して浪人を選んだ在京生は2年間で5名いるが、そのうちの2名は志望校に合格できず、現在も進路を決められていない。また、専門学校には2年間で4名が進学したが、全員が大学に合格できなかった生徒で、4名中3名が大学への編入を志望している。その他、本来は大学進学を志望していたが学力や経済的な問題により断念し、フリーターや家業の手伝いをしている生徒もいる。

このように、ほとんどの在京生が大学進学を志望していても実際の進学率はその半数強にとどまっており、やはり容易ではないことが伺える。進路実現には本人の実力や努力が必要なことは言うまでもないが、何の支援もなしに進学できる在京生はほとんどいないのが現状である。

2. 本校在京生の大学進学の実況と課題

次に、本校在京生の進路指導における実況と課題について、大学進学の場合に絞って、一般的な進路活動のステップにおいて特徴的な点を中心に紹介する。

- ・ステップ①将来就きたい仕事について考える
- ・ステップ②何を学ぶか決める

これは最初の大切なステップだが、在京生の場合、そもそもほとんどの生徒が自分で来日することを選んでいないという実況がある。自分の居場所やアイデンティティが揺らいでいる状態で、卒業後どこで生きていくのか、何をして生きていくのかを決めなければならない。それに加えて在留資格の問題もあるため、日本での生活そのものにも不安を感じながら将来について考えていかなければならないという課題を抱えている。

● 大学進学を目指す生徒の道のり

- ①将来就きたい仕事について考える
- ②何を学ぶか決める
- ③保護者と相談する
 - ・偏差値・経済的な状況
- ④どの大学で学びたいか決める
 - ・大学のホームページ・資料
 - ・オープンキャンパス
- ⑤どの方法で受験するか決める
 - ・入試要項



また、学部や学科を決める際に、日本の大学の学部名や学科名の種類が多く、名称だけでは何を学べるのか分かりづらい学部・学科もあるため、希望調査をするとなぜかほとんどが経済学部志望、などという状況になることもある。改めて聞いてみると特に強い興味や理由があるわけではなく、何となく選んでいるという生徒も多い。

- ・ステップ③保護者と相談する

このステップでよく見られるのは、保護者や親族が大学の偏差値や「ブランド」を重要視しすぎてしまうケースである。その影響で生徒自身もこだわってしまい、実力や本来の志望に合わない受験をした結果、結局どのレベルなら合格できたのか分からないまま浪人する場合もある。本人や保護者の価値観を尊重しつつも、現実的かつ適切な志望校選びができるようアドバ

イスすることが大切だが、「説得」するのはなかなか容易ではない。

一方で、生徒自身は大学へ行きたくてもそれを支援できない保護者もいる。中には、母国の慣習的な理由からか父親が女子生徒の進学に積極的でない等の事情によって進学を断念したケースもある。

また、飲食業に従事する保護者が多いため、コロナ禍により経済的に厳しい家庭も増えている。ここで大きなハードルとなるのが、日本学生支援機構の奨学金である。進学費用を借りたくても、在留資格が「家族滞在」の生徒は申請資格がない。高等教育の修学支援新制度についても同様である。加えて、申請資格を有する生徒にとっても、ホームページや資料の説明が難しいため、保護者も本人も詳細が分からず、進学費用を準備できるのなかなか判断できない家庭も多い。

- ・ステップ④どの大学で学びたいか決める
- ・ステップ⑤どの方法で受験するか決める

大学のホームページや資料を読む際には、膨大な情報量の中から自分に有益な情報を読み取る力が必要になるが、在京生にとってはこれも大変なエネルギーを要する作業である。

また、直接見て大学の雰囲気を感じることの意義がなかなか理解できず、頑なにオープンキャンパスに行こうとしない生徒もいる。結果的に、入学後ミスマッチにより退学してしまったケースもある。

さらに、受験方法を決めるために読まなければならない募集要項は、ホームページや資料よりもさらに理解するのが難しい。そのため、必要な情報を取りこぼしたまま受験校や受験方法、スケジュールを決めることになりがちである。

この段階での情報不足、理解不足はさまざまな失敗や後悔の原因となるため、ここでの丁寧な支援は特に重要である。しかし、教員のアドバイス一つで安易に決めようとする場合もあるため、生徒や保護者が自ら調べて大学へ足を運び、納得して受験できるように指導していく必要がある。

- ・ステップ⑥模試を受ける

一般入試で受験する生徒は模試を受けるよう指導するのだが、これを嫌がる生徒が非常に多い。在京生のほとんどが「全部F判定になるから意味がない」、「まだ勉強が途中だから終わったら受ける」などと言って避けようとする。受験料も必要なため、余計に意義が感じられないようである。本来は、「オールFということは他の大学も考えなければ」などと判断するための模試なのだが、「まだちゃんと勉強していないから結果が出ないだけ」と捉えて現状認識がなかなかできない場合が多い。

● 大学進学を目指す生徒の道のり

- ⑥模試を受ける
- ⑦必要な資格を取る
 - ・取得時期
- ⑧必要な教材を選び、学習計画を立てる
- ⑨出願書類の作成・面接準備をする
(総合型選抜等)
- ⑩出願手続きをする
 - ・WEB出願、受験料振込、書類発送



- ・ステップ⑦必要な資格を取る
- ・ステップ⑧必要な教材を選び、学習計画を立てる

資格取得については、後になって取っておけば良かったと後悔したり、逆に早く取りすぎて受験には使えなくなっていたりするケースがあるため、早い時期からの情報提供が必要である。日本語能力試験のN2については、在留資格の変更や進学の際などに確認されたり求められたりすることもあるため、できるだけ取得させておきたい。日本語や英語以外の母語の資格が使える場合もある。受験費用もかかるため積極的になれない生徒もいるが、資格の有用性を具体的に伝え「武器を増やす」ように指導している。

資格取得や大学受験をするには、当然自分で必要な教材を選んだり計画を立てたりして準備を進めていかなければならないのだが、教員のアドバイスなしに一人で進められる生徒はごくまれで、やはり細やかな支援が必要である。

- ・ステップ⑨出願書類の作成・面接準備をする

総合型選抜や推薦入試等で受験する生徒には、出願書類の作成と面接練習に時間をかけて指導しなければならない。志望理由や将来の目標など、数多くの質問に備えるには、まず本人の考えをよく聞き取り、深く考えさせるところから始まる。そして、実際に書かせてみて、添削をし、何度も書き直させ、ようやく完成したものを覚えさせ、自然に自分の言葉として表現できるようになるまで練習をする。その過程においては、教員が書いたもの、教員が考えたことになってしまわないように注意しなければならない。完璧に仕上げることは難しいものの、なんとか合格できるかもしれないというレベルになるまでも相当な時間をかける必要がある。

- ・ステップ⑩出願手続きをする

在京生が最も失敗しやすいのが出願手続きである。大学ごとに異なる形式でのWEB出願、受験料の振込、書類の印刷や封入作業、郵便局での書留発送等、出願が完了するまでの多くの手順で生徒は何度もつまづいてしまう。保護者も日本語がわからずサポートできない家庭が多い。出願ミスさせないためには、教員と一緒に点検しながら手続きを進めていく必要がある。

- ・ステップ⑪受験、⑫合格発表、⑬入学手続、⑭入学前課題の提出、⑮入学

ここまでの長い道のりを経て、いよいよ受験、合格発表、入学手続となる。総合型選抜や推薦入試の場合は課題提出もこなし、ようやく入学することができる。

しかしこの段階でも、ログインができなくなって合格発表が見られなかったり、納入金の準備が間に合わず延納手続に教員が奔走したりといったことが起こり得るため、入学式を迎えるその日までなかなか気を抜くことができない。教員にとっても長い道のりである

● 大学進学を目指す生徒の道のり

- ⑪受験する
- ⑫合格発表
- ⑬入学手続きをする
 - ・学費の納入
- ⑭入学前課題を提出する
- ⑮入学



が、それでも数多くのハードルを越えて彼らが「合格」を知らせに来る瞬間は何より嬉しいものである。

3. 本校在京生の大学受験事例

この2年間で大学に進学した17名の受験方法は、指定校推薦が6名、一般入試が6名、AO入試（総合型選抜）が3名、特別な入試が2名であった。このうち数名の受験事例を紹介する。

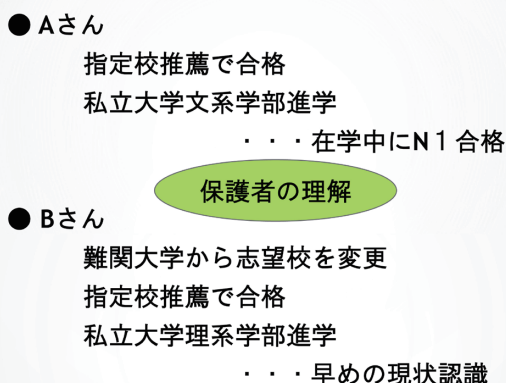
- ・Aさん（指定校推薦、私立文系学部）
- ・Bさん（指定校推薦、私立理系学部）

Aさんは最も日本語が上手な生徒の一人で、在学中にN1に合格し、成績も良かった。しかし、彼は難関大学や偏差値にこだわることなく、数回の訪問を経て本校が指定校推薦枠を持つ大学に進学するという道を選んだ。入学後も充実した生活を送っており、今でも時々来校して新入生説明会等の通訳として後輩を助けてくれている。

BさんもAさん同様、日本語が上手で成績も非常に良い生徒であった。保護者や母国の親戚がある難関大学へ行くことを強く望んでおり、本人も当初はその大学を志望していた。しかし、実際に過去問を見たり、素直に模試を受けたりしたことで、自分が現役合格するのは難しいと最終的に判断し、指定校推薦で志望する理系学部に進学することができた。本人によると、大学の授業は難しいが楽しく充実しているとのことで、当初は大学名や偏差値にこだわりがあったものの、最終的に本人に合った大学に進学できたという事例である。

この2名に共通するポイントは、保護者の理解があったという点である。大学名や偏差値に最後までこだわる保護者もいるなかで、本人の考えや現状を受け止めて応援してくれたことが、非常に大きかった。

実際には、学校の持つ指定校推薦枠に本来志望する大学や学部がない場合も多いため、本人や保護者が納得して受験できるよう指導する必要がある。また、在京生（特に非漢字圏の生徒）は総じて実際の学力よりも評定平均が低くなりがちなため、指定校推薦で進学したくても条件を満たさず諦めるざるを得ない生徒も多い。人物、意欲ともに十分でも推薦できずもどかしい思いをすることもあるが、校内における評価のあり方については丁寧な議論が必要であり、難しい課題である。



- ・ Cさん（一般入試、私立文系学部）
- ・ Dさん（一般入試、私立理系学部）

Cさんはいわゆる GMARCH の中の1校を強く志望していたが、一般入試の3科目（国語・英語・政治経済）では合格できなかった。そのため、別の大学のセンター試験利用入試に切り替え、2科目（中国語・政治経済）で合格することができた。当初はこだわりも強く浪人も辞さない様子であったが、真剣に勉強に取り組むにつれて現実的に状況を捉えられるようになっていき、結果的には納得して進学することができた。

● Cさん

一般入試（国・英・政経）で不合格
センター試験利用（中国語・政経）で合格
私立大学文系学部進学

国語の壁

● Dさん

センター試験利用（中国語・数学）で合格
私立大学理系学部進学

Dさんは私立大学の理系学部を志望していたが、日本語でのコミュニケーションが苦手な生徒であった。一般入試も難しいかと思われたが、センター試験利用入試で2科目（中国語・数学）に絞ってコツコツ勉強に取り組んだ結果、合格することができた。

2名とも、センター試験で母語である中国語を活かして高得点の2科目を利用したことで合格できた事例である。難関大学を目指す生徒であっても、センター試験の中国語や公民科目では8割～9割取れるが、国語ではほとんどの生徒が4割にも満たなかった。この「国語の壁」は大きく、在京生は国語で勝負することができないのが現状である。国語を使わずに受験できる私立文系学部は非常に少ないため、この壁に阻まれる在京生は多い。

- ・ Eさん（一般入試、私立文系学部）
- ・ Fさん（特別な入試、私立文系学部）

Eさんは非英語圏の生徒だが英語が得意であったため、英語のみに集中して勉強を進め、1教科2科目受験で合格することができた。

Fさんは当初難関大学の建築系を志望していたが、得意科目の物理も日本語が難解になり伸びなくなってしまった。その結果、複数の大学には合格したものの、自分の進路について考え直したいと辞退することにした。一時期は海外留学も考えていたことからSATとTOEFLを受け、結果的にそのスコアを生かして難関私立大学に奨学生として合格することができた。Fさんは在京1期生だったため進学に関する支援体制も十分でなく、受験勉強のスタートが遅れたことも遠回りの原因であったが、本人が諦めずに自分自身と向き

● Eさん

英語1教科2科目受験で合格
私立大学文系学部進学

得意科目や語学力を生かした
受験戦略

● Fさん

複数の大学に一般入試で合格するが辞退
・・・本人の意識・準備の遅れ
・・・高校の支援体制の課題

浪人し、英語の資格を生かして
難関大学に奨学生として合格

合い、自分に合う道を探して努力を重ねた結果の合格であった。

Cさん～Fさんの事例から共通して言えるのは、在京生ならではの語学力や得意科目を生かした受験戦略をできるだけ早く立てるのが大切だということである。さまざまな大学についてよく調べ、自分に合った受験方法を探し、受験科目を絞って勉強を進めたり資格を取ったりする、といった戦略を早期に立て準備を始められるよう、計画的に指導していく必要がある。

- ・Gさん（AO入試、私立文系学部）
- ・Hさん（AO入試、私立医療系学部）

Gさんは英語が比較的得意で、日本語能力はそれほど高くないが積極的にコミュニケーションが取れる生徒であったため、英語の筆記試験と日本語の面接が課されるAO入試に挑戦した。早めに準備を始めるようアドバイスし、夏休みは何回も来校して書類を完成させ、面接練習にも多くの教員が携わった結果、合格することができた。

Hさんは保護者の強い意向で看護師または理学療法士を志望しており、専門学校も指定校推薦も許されなかったため、合格できる可能性のある大学、受験方法を探す段階から困難であった。話すのが苦手な日本語能力も高くない生徒であったが本人の意思は固く、3分間スピーチの後に質疑応答、面接が課されるAO入試に挑戦した。スピーチ原稿の作成から面接練習まで、こちらまで何度も諦めたくなくなるような状況ではあったが、本人が最後まで諦めずに努力を続けた結果、合格することができた。

AO入試（総合型選抜）では、この2名のように学力に自信がなくても丁寧に書類を作成し面接練習を重ねれば合格できるチャンスがある。しかし、そこに至るまでに相当な指導が必要になるため、不合格だった場合に心が折れてしまったり、時期的に指定校推薦や専門学校の受験が間に合わなくなってしまうリスクもある。それでも本人の志望があり合格できる可能性がゼロではない以上、やはり教員は根気強く指導・支援を続けるほかない。その指導・支援に関わる人員と時間の確保が、非常に大きな課題である。

● Gさん
AO入試（英語・書類・面接）で合格
私立大学文系学部進学

指導・支援の難しさ

● Hさん
AO入試（書類・スピーチ・面接）で合格
私立大学医療系学部進学

4. 在京生の進路指導における課題

進路活動における在京生全体の課題としては、まず「自己理解不足」が挙げられる。自分自身について、なぜその学校に行きたくて何のために日本で学ぶのか、考えを深めきれないまま進路を決めてしまいがちである。そして、「進学に関する情報不足」、「職業や在留資格に関する情報不足」が挙げられる。ほとんどの在京生がこの大きな「ハンデ」を抱えた状態で、日本語ネイティブの生徒と肩を並べて進路活動に臨んでいる。

しかし、彼らは同時に、自らのルーツや経験を自分だけの「武器」、「魅力」にしていくこと

もできるはずである。進路指導をしていると、「日本語ができない」ために自信を失くしたり本来の自分を出せなかったりした生徒が、自分らしく生きる道を探し始め、成長していく姿を見ることができる。

在京生の進路指導は、学習面以外の指導が多くの割合を占める。日本語能力、経済的事情、在留資格の問題など、多岐にわたる支援を必要とするため、どれだけ多くの教員が関わられたかが重要である。人手不足の現場では暗中模索の状況であるが、それ

でも彼らが卒業するまでつまずきながら進んでいくのを見守り、叱咤激励しながら寄り添っていくのが、在京生の進路指導だと言えるだろう。

晴れて進学できても、残念ながら留年や退学をしてしまう生徒もいる。2年間で大学に進学した17名のうち、すでに2名が退学した。留年して学業が続かなかったり、コロナ禍による休校で大学に希望が持てなくなったりしたと聞いているが、卒業してしまうと状況を詳しく把握して支援するのが非常に難しい。ただ送り出して終わりではなく卒業後も支援を続けたいという思いはあっても、実際にはなかなかできないのが現状である。

留年や退学の原因としては、やはり日本語能力の問題が根底にあると思われる。大学では高度な言語能力が求められるが、「日本語のできない生徒」を想定していない「普通の学校」のカリキュラムでは、それを卒業までに身に付けさせることは難しい。進路実現に希望が持てるような多様なカリキュラムの設定やコースの新設など、「新しい学校」をつくる取り組みが急務である。

現在、教育現場では外国にルーツをもつ生徒の存在を無視することはできない。彼らが日本語ネイティブの生徒と共に学び、今いる場所で自分の使命を見つけていける、そんな学校でありたいと願っている。彼らがいきいきと活躍できる多文化共生社会を目指して、高校、大学、そして地域が互いに連携し、支援の輪をひろげてまいりたい。



第2報告

「どのような進路支援に取り組むのか。 外国にルーツを持つ高校生たちの進路指導の課題」

角田 仁
都立一橋高校

1. はじめに

今、南葛飾高校からご報告があったが、やや別な角度から、この大学進学について触れてみたい。大学進学は高校卒業資格が前提だが、はたして外国につながる生徒たちが高校にどのくらい進学しているのか。そして、高校に進学した生徒たちがどれくらい高等教育に進学しているのか、一体として見ていく必要がある。私たち東京の教員たちは、地域の支援者や専門家の方々と連携して、「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」を実施してきた。2000年ごろ、外国につながる生徒たちの高校進学が東京で課題になり、このガイダンスがスタートした。このころ東京はすでに約28万の外国人の住民が在住しており、いまや57万にまで増加している。20年前の東京都立高校は、都教育委員会の調査によれば日本語指導が必要な高校生はまだ200人ほど、外国籍の高校生も887人であった。

このガイダンスのなかで、都教育委員会の出している統計調査を見ていて、都の公立中学校に在籍している外国籍生徒が、都立高校にどのくらい進学できているのだろうかということが関係者のなかで議論されていた。法務省や国勢調査などのデータと照らし合わせて正確な調査が必要だが、都教育委員会が公表しているデータによれば、2003年に公立中学校に2,244人いた外国籍生徒数が、3年後の2006年には、都立高校で921人となっている。都内の公立中

図1 どのくらい高校に進学できているのか

中学生		→ 3年後	高校生		
入学年度	外国籍生徒数		入学年度	外国籍生徒数	
2003	2244		2006	921	0.41
2004	2041		2007	937	0.46
2005	2145		2008	941	0.44
2006	2288		2009	1028	0.45
2007	2443		2010	1152	0.47
2008	2505		2011	1223	0.49
2009	2844		2012	1225	0.43
2010	2870		2013	1283	0.45
2011	2834		2014	1238	0.44
2012	2632		2015	1300	0.49
2013	2564		2016	1364	0.53
2014	2613		2017	1377	0.53
2015	2770		2018	1477	0.53
2016	3065		2019	1542	0.50

都教委・学校統計調査資料より

私立高校、インターナショナルスクール等への進学、帰国、日本国籍取得、就職は除く。

図2 日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス参加親子数
(2001～2017) 5,620名の親子が参加

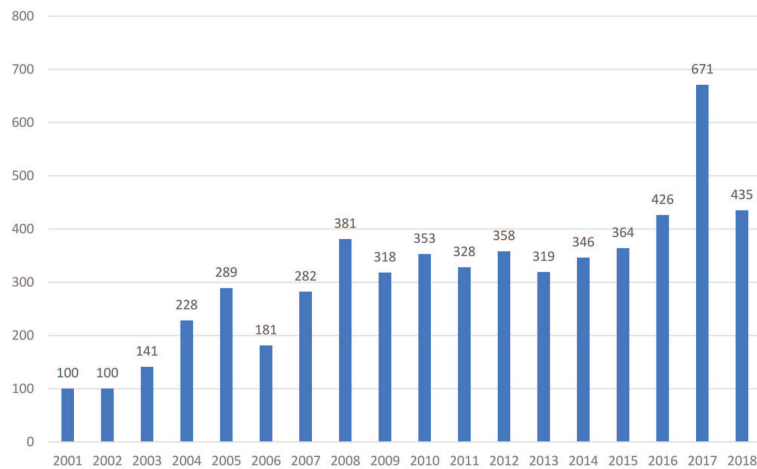
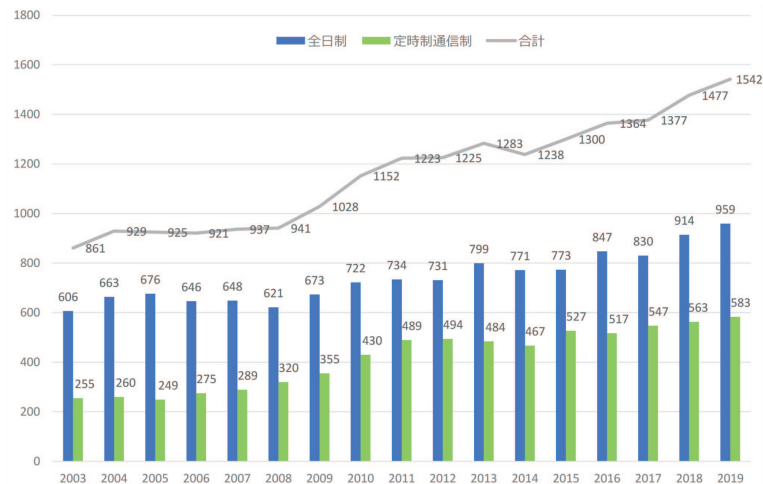


図3 都立高校における外国籍生徒数の推移（全日制・定時制通信制別）



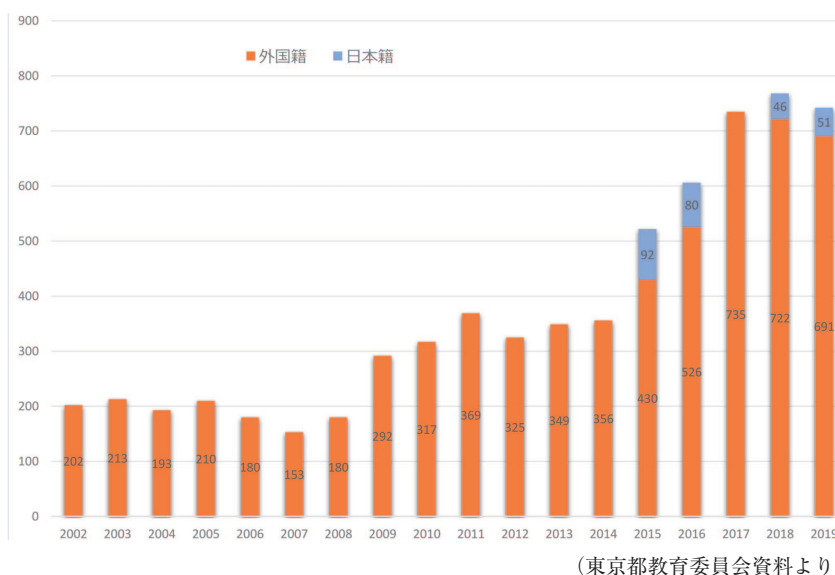
(東京都教育委員会資料より)

学から都立高校への進学率は、41%と読みとくことも可能だが、私立高校やインターナショナルスクール等に進学した生徒、あるいは母国への帰国や、日本国籍を取得した生徒もいるので、この数字はあくまで概算である。とは言え、先ほど村上さんから、日本社会は98%の高校進学率であるという話があったが、この数字は、衝撃的な数字ではないだろうか。

私たちが2001年から高校の教員とNPOや学生団体と高校進学ガイダンスを始めて、2001年から2017年まで、5,620名もの親子が参加した。外国につながる親子たち当事者が、日本の高校に進学したいという気持ちが高いことがわかった。現在は都内6カ所で開催し、参加する支援の団体も10を超えており、コロナ禍でもガイダンスを工夫して実施している。

次に、日本語支援が必要な都立高校の生徒数だが、明らかに増加している。しかし、高校に

図4 日本語指導が必要な都立高校生生徒数



進学した生徒たちがその後どうなっていたのか、ここで高校中退や卒業後の進路をめぐる課題が浮上してくる。奈良県では以前から、外国につながる高校生のための就職進学セミナーを、教育委員会と連携して開催している。このセミナーでは、行政、企業の関係者、大学等の関係者を招き、外国につながる高校生が将来の見通しを持てるための進路選択ができるような情報を提供している。残念ながらこの東京ではこのような支援の取り組みがなかった。

2. 大学進学 of 課題

2014年ごろから、外国にルーツを持つ高校生たちの大学進学等についての課題が浮上してきた。この年の6月には、都内の学生団体が高校生のための進路ガイダンスを3回ほど行っている。そして2年後の2016年には、国立大学法人の宇都宮大学国際学部が外国人生徒入試を導入した。私たち東京の教員と支援者、専門家が協力して、外国につながる高校生のための進路ガイダンスの開催を2017年から始めた。大学、短大、あるいは専門学校、さらに就職等の進路の支援に向けて年2回、さまざまな団体と関係者が連携して実施した。現在、東洋大学さんにも来ていただき、入試について説明をお願いしている。また、先輩の体験談を聞く説明や、多文化共生教育ネットワーク東京の弁護士チームの方による個別相談も用意した。2020年7月のガイダンスでは、弁護士さんの空き時間がないぐらい、高校生の相談があった。この在留資格の課題が大きいということを実感した。

大学への進学にあたり、日本人生徒と同等の一般入試への受験のための学力は、とても壁が高い。そのためにもぜひ特別枠というものが必要ではないだろうか。東京都内で初めてこの特別枠を東洋大学さんが導入したが、まだ一部である。参考までに、すでに日本の大学は難民の

ための特別入試を多くの大学で導入している。こちらは国連機関とも連携しながら幾つかの大学で導入されている。また中国等引き揚げ子女入試も、歴史的経緯によって作られてきた。こういう特別枠の経験が各大学にあるので、ニューカマーの生徒たちを対象に、多くの大学・短大が導入して欲しい。

また、AO入試、総合型選抜等を活用する生徒が多い。どうしても一般入試の壁が厚いので、高校生の母語など語学等を生かした入試方法の充実が望ましいと思う。例えば私の高校でも、フィリピン語、スペイン語、ネパール語、母語としての英語を話せる生徒が通っている。こうした生徒たちの母語を生かせる入試方法が望まれる。

3. 経済的に困難な高校生の進学

さらに、経済的に困難な家庭の高校生の進学の課題がある。2020年度から始まった高等教育の修学支援新制度、つまり授業料等の減免、給付型奨学金だが、「家族滞在」、「公用」等の在留資格の高校生、大学生は申請資格から除外されている。参考までに文科省のサイトには、Q4-7-4「外国籍で在留資格が家族滞在である場合には支援の対象となりますか」という質問に対して、「家族滞在の在留資格の方については、日本国内に長く滞在することが必ずしも見通せないため、支援の対象とはしていません」となっている。「家族滞在」の学生を「留学」に切り替える意見もあるが、議論が必要だと思う。今後、行政による制度の見直しが必要だと感じている。

先ほど大学中退の話もありましたが、大学に入学したが中退してしまった外国につながる学生がいる。高校側としては、大学側に、例えば相談体制の構築や授業等での配慮、大学生活における支援あればと思う。例えばインクルーシブの視点からだが、2016年に「障害者差別解消法」というのができた。ご存じだと思うが、合理的配慮について示されており、例えば国立学校法人の場合は、「障害者差別解消法」では合理的配慮は義務とされ、私立大学は努力義務となっている。今多くの障がいのある大学生が大学に入学できている。日本語支援が必要な学生が入学できた場合は、高校もそうだが、この「障害者差別解消法」を参考にしながら、支援や配慮があればと思う。大学中退者の減少につながるのではと考える。

次に、経済的に困難な高校生、大学生について深刻な話がある。コロナ禍のなかで、あるフィリピンルーツの大学生Eさんが、授業料が払えなくなり、中退してしまった。いったん大学をやめてアルバイトでお金をためて、2年後に再び大学に入学したいということだった。日本人の大学生も中退する学生が増えていることは報道されているが、外国につながる大学生も同様に経済的な支援の充実をお願いしたいと思う。

その意味で、3番目として、夜間大学、こちらの東洋大学ではイブニングコースと呼ばれているが、働きながら学べる仕組みがもっとあればと思う。かつては東京都内にいくつも夜間部、2部の大学があったのを私も覚えている。今、少なくなり、この東洋大学や東京理科大学などがあるが、本当に少なくなり、働きながら学ぶことができ、学費も昼間よりも低額な夜間大学は、貴重な教育機関だと思う。

いま夜間中学について、社会的に注目されているが、この東京には50校ほど定時制高校が

現在もある。夜間中学、夜間定時制高校と並んで、夜間大学も、特に経済的に困難な外国につながる生徒たちにとっては、大事な存在だと思う。

4. 入学後の支援の必要性

都立南葛飾高校などの8校の高校は、在京外国人入試を実施し特別に生徒を受け入れている。その後、どのようなカリキュラムが用意され、どんな支援体制があるのか、が問われている。同じように、大学においても、入学後にどのようなカリキュラムや支援体制が用意されているのか注目したい。たしかに在京外国人入試の高校の現場も本当に苦勞している。学校内の合意を形成し、カリキュラムや授業づくりをすすめていくのは、実に変なことである。恐らく大学でも大変だと思う。しかし、外国につながる大学生を受け入れた以上、中退を防ぐためにも、ぜひ大学のなかでも、外国につながる学生たちに対応したカリキュラムや授業への配慮、進路支援などをぜひお願いしたいと思う。

東洋大学さんでは、働きながら勉強できる推薦入試もある（「独立自活入試」）。この募集枠にも外国につながる生徒枠などがあればと思った。

5. 在留資格の問題

最後に、ここに法務省出入国在留管理庁の2020年の資料がある。これまで「家族滞在」や「公用」などの外国籍の高校生が高校を卒業したとき、フルタイムの28時間を超える正規の就労ができなかった。この課題に対して、多くの関係者の努力で、「家族滞在」等の生徒が高校卒業する際に、企業から内定をもらった場合に、日本で就労できる「定住者」あるいは「特定活動」に変えることができる制度ができて、改善もされている。外国籍の高校生がいつ日本に来日したかなどによって、違いはあるが、こうした通知が全国の高校現場にもっと知られていいと思う。

持っている在留資格では高校卒業時に正規の就労ができない高校生が、今まで大学や専門学校に進学していたケースがあった。しかし大学に進学しても同じように、卒業の際に在留資格を変えなければ、せっかく大学を出てもフルタイムで正規に働けないままである。わたしは、日本の大学に進学したネパール国籍の「家族滞在」の学生が、大学を卒業したあと、そのままアルバイト生活を送らざるを得なくなったという例を聞いている。大学を卒業する際に、在留資格の変更による進路の保障についての取り組みを、大学の関係者の方に検討していただければと思う。

とはいえ、「定住者」や「特定活動」などの在留資格は、1年ごとの更新など、定期的に更新していく必要がある。日本での法的な生活は不安定な状況は変わらないので、先ほど社会統合というお話が村上さんからあったが、すべての子どもと若者が日本の学校教育で学び、社会に参加・参画でき、安定して活躍できる仕組みづくりが、日本に求められているのではないかと。

高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

要件

定住者	特定活動
我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。	—
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、 <u>日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要</u> です。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

在留資格変更許可申請の際の提出資料

定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)	在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)	履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの)
我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)	我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの)
—	高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・日本語能力試験N2以上 ・BJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト(筆記テスト)400点以上
身元保証書	扶養者を保証人とする身元保証書
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類	
我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)	
住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。)	

※ 申請いただいた後に、出入国在留管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。

＜問い合わせ先＞

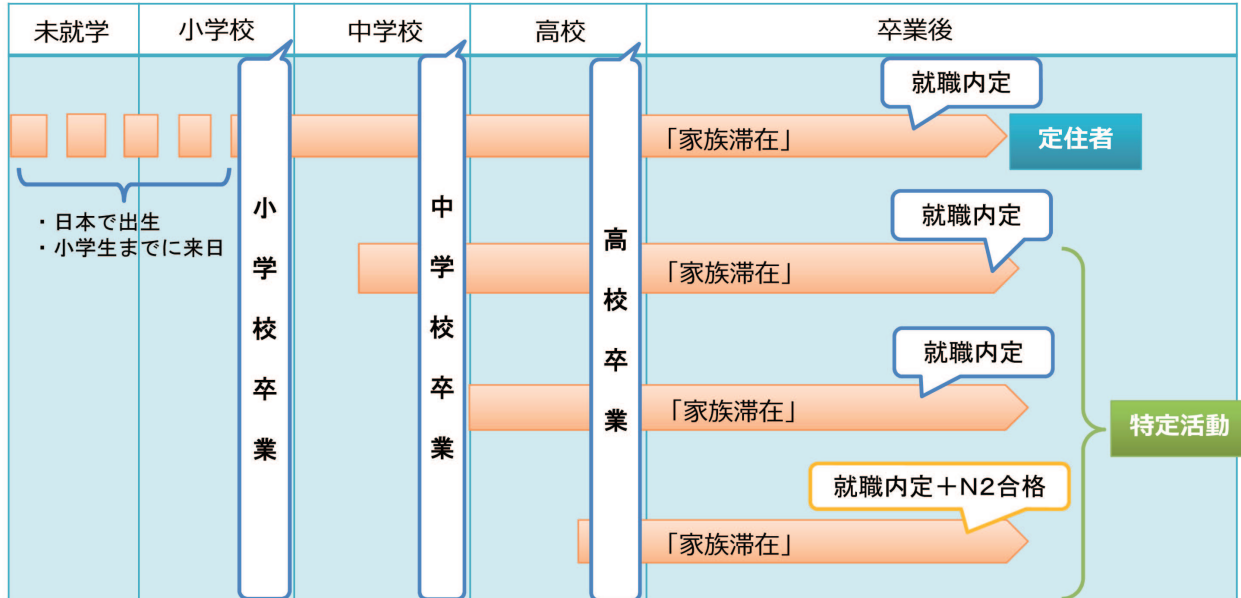
札幌出入国在留管理局	TEL 011-261-7502	大阪出入国在留管理局	TEL 06-4703-2100
仙台出入国在留管理局	TEL 022-256-6076	神戸支局	TEL 078-391-6377
東京出入国在留管理局	TEL 0570-034259	広島出入国在留管理局	TEL 082-221-4411
(※IP電話・PHS・海外からの場合:	TEL 03-5796-7234)	高松出入国在留管理局	TEL 087-822-5852
横浜支局	TEL 045-769-1720	福岡出入国在留管理局	TEL 092-717-5420
名古屋出入国在留管理局	TEL 052-559-2150	那覇支局	TEL 098-832-4185

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国+小学校卒業+中学校卒業+高校卒業+就職内定

特定活動：17歳までに入国+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力N2} \end{array} \right\}$ +就職内定+親（日本在留）の身元保証



※「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

進路を考える

高校生の皆さんへ

— 公正な採用選考を考えるための参考資料 —

教師用参考資料

令和元年6月

東京都教育委員会

在留資格一覧表

A 活動に基づく在留資格

1 各在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動《該当例など》	在留期間	就労
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動《外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族》	外交活動の期間	○
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(「外交」の項に掲げる活動を除く。)《外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族》	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	○
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動《大学教授等》	5年、3年、1年又は3月	○
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(「興行」の項に掲げる活動を除く。)《作曲家、画家、著述家等》	5年、3年、1年又は3月	○
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動《外国の宗教団体から派遣される宣教師等》	5年、3年、1年又は3月	○
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動《外国の報道機関の記者、カメラマン》	5年、3年、1年又は3月	○
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動	1号は5年、2号は無期限	○

高度 専門職	ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動（2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。） 《ポイント制による高度人材》	1号は5年、2号は無期限	○
経営・ 管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） 《企業等の経営者・管理者》	5年、3年、1年、4月又は3月	○
法律・ 会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 《弁護士、公認会計士等》	5年、3年、1年又は3月	○
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 《医師、歯科医師、看護師》	5年、3年、1年又は3月	○
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。） 《政府関係機関や私企業等の研究者》	5年、3年、1年又は3月	○
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 《中学校・高等学校等の語学教師等》	5年、3年、1年又は3月	○
技術・ 人文知識・ 国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学 その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。） 《機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等》	5年、3年、1年又は3月	○
企業内 転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動 《外国の事業所からの転勤者》	5年、3年、1年又は3月	○
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。） 《俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等》	3年、1年、6月、3月または15日	○
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 《外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等》	5年、3年、1年又は3月	○
技能 実習	1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員が これらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の 公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	○

技能実習	の修得をする活動 2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。） ≪技能実習生≫	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	○
-------------	--	----------------------------------	---

2 就労できない在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動≪該当例など≫	在留期間	就労
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。） ≪日本文化の研究者等≫	3年、1年6月又は3月	×
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 ≪観光客、会議参加者等≫	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	×
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期過程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 ≪大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒≫	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	×
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。） ≪研修生≫	1年、6月又は3月	×
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ≪在留外国人が扶養する配偶者・子≫	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	×

3 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動≪該当例など≫	在留期間	就労
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 ≪外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等≫	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	△

B 身分又は地位に基づく在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動《該当例など》	在留期間	就労
永住者	法務大臣が永住を認めるもの 《法務大臣から永住の許可を受けた者》	無期限	◎
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者 《日本人の配偶者・子・特別養子》	5年、3年、1年 又は6月	◎
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 《永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子》	5年、3年、1年 又は6月	◎
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 《第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等》	5年、3年、1年、 6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	◎

(注)「就労」欄の表示内容

◎：就労に制限なし ○：一定範囲で就労可 △：許可の内容により就労可 ×：就労不可

※ この表は入国管理局の在留資格一覧（平成30年8月現在）を基に、就労の可否に着目して加工したものです。

在留資格については、変更が可能な場合もあります。(p.13 参照)

在留資格の変更等については、下記へお問い合わせください。

就労不可の方であっても、資格外活動の許可を受けた場合は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があります。

申請書様式は、法務省のホームページからダウンロードすることができます。申請についての相談は、下記へお問い合わせください。

〒108-8255 港区港南 5-5-30
東京出入国在留管理局 電話 03-5796-7111（代表）
午前9時から午後4時まで（土・日、休日を除く）
外国人在留総合インフォメーションセンター 電話 0570-013904
（IP電話、PHS、海外からは03-5796-7112）
午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

「外国人の雇用に関するQ&A」東京労働局職業安定部 ハローワーク 等 より作成

第3報告

「NPOの支援現場からみる外国にルーツを持つ若者」

高橋 清樹

多文化共生教育ネットワークかながわ

1. はじめに

私は、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（略称：ME-net）の事務局長をしている。3年前までは神奈川県立高校の教員をしており、教員をしながらボランティアベースではじめ、もう26年、このNPOでのボランティア活動を続けてきている。退職した後、今現在、神奈川県央地域若者サポートステーションという、厚生労働省マターの就労支援の事業で、日本人の方も含めて就職に困難を抱える方、最近ひきこもりというのが話題になっているが、そのような方の就労支援をハローワークと連携して行っている。これは仕事としてやっているが、今、外国につながる若者も1割くらい、就労支援に来ている。これは私が高校教員の時代から、高校卒業後、最終的には就労支援というのが必要だと思っており、たまたまこのポストの誘いがあったので、今、仕事として行っている。

2. 外国にルーツを持つ若者とは

定住外国人の若者とは誰かを、簡単に説明したい。「定住外国人」とか、「外国につながる若者」とか、さまざまな呼び方がある。関西圏では「新渡日の若者」などとも呼ばれているが、神奈川では、「外国につながる若者」とか「外国にルーツを持つ若者」というような言い方をする。そのルーツはさまざまで、特に神奈川は多種多様である。大和に定住センターがあった関係で、インドシナ難民を受け入れた。これは条約難民ではなく、人道的配慮ということで受け入れた難民である。また、地域的には南米出身の日系の方がいたり、中華街がある関係で中国関係の方も多し。最近では就労ビザで来た方の家族、特に子どもたちのなかに家族滞在で在留する方がかなりいる。数的には全国で約6万人といわれている。

最近では少し減ったとはいえ、活動をはじめたころは、大学県警社の方に外国人とか定住外国人という話をするとう間違いなく、「それって留学生の方ですか」と聞かれていた。もちろん留学生が日本で活躍することも大事だが、簡単に比較してみると、留学生は今約14万人いる。それに対して、定住外国人、要するにすでに日本におり、これからはずっと住んでいき、そしてここで働かなければならない方が約6万人いる。これは外国籍で、それに加えて、日本国籍を持った外国ルーツの方もたくさんおり、だいたい同数以上いるといわれている。そう考えると、もう留学生も、いわゆる外国につながる若者も、ほとんど数が変わらない。ただ違いとして、留学生は本人の意思で日本にきているが、定住外国人の若者は親の意思で来て、本人は

表1 留学生と定住外国人の違い

	留学生	定住外国人の若者
日本に在留する18～23才の人数	約14万人	約6万人
来日の動機	本人の意思	ほとんどが親の意思
来日時期	高校以降	日本生まれ、小中高と様々
日本社会への定着	約30%	ほとんどが日本での定住
大学での受け入れ態勢	日本語教育など	ほとんどない

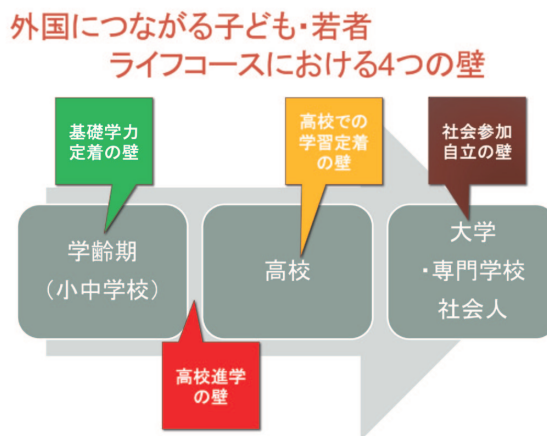
来たくなかったというスタートがあることがあげられる。

定住外国人の若者の来日時期はさまざまである。しかし、ほとんどは日本で定住し、生きていかなければならないということがある。ただ大学等の受け入れは、まだまだほとんどないという実態である。留学生が日本語教育を、それを専門にしたセンター等で実施しているのに比べて、この定住外国人の若者には光が当たってないなど、本当に思う。

外国につながる子ども・若者のライフコースにおける4つの壁ということで少し話したい。これは来日時期によってさまざまであるが、彼ら・彼女らを待ち構えている壁は、まず学齢期、つまり基礎学力の定着の壁というのがある。日本語もそうだが、小学校後期で、いろいろな抽象的な概念が入る学校教育のなかで、なかなか基礎学力を身につけるのが難しいという状況がある。その上でやはり、成績の面で高校進学のための壁というのが大きく待ち構えている。

ただ高校に入った後も、ここまでのお話にもあったように、中退率が高かったりと、高校での定着がまた大きな壁としてある。でもその後さらに大きく待ち構えているのが、高校から卒業していくための社会参加、自立の壁である。この4つの壁を子どもたちは乗り越えていなくてはならないという状況にある。

図1 外国につながる子ども・若者のライフコースにおける4つの壁



3. 多文化共生教育ネットワークかながわ (Me-net) の活動について

ここで私どもの団体の簡単な紹介をしたい。多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net) は神奈川県で活動しており、1995 年にボランティア団体として設立された。高校進学ガイダンスを行うためにさまざまな人が集まった活動先行型の組織である。私の教員のグループと支援者のグループが集まって、ゆるやかなネットワークをつくって活動してきた。いまだにネットワークを重視しており、いろいろな組織とネットワークを構築しながら活動をしている。2006 年に、神奈川県が実施してるボランティア活動推進基金 21 という助成事業に採択されて、県の教育委員会とさまざまな協働事業がはじまった。最初がガイダンスとガイドブックであり、それから教育相談、フリースクールと活動が発展していった。2007 年、高校のなかで支援が必要だということで、入り口だけでなく、高校のなかでの支援として、多文化教育コーディネーターという学校内でいろいろな相談を受けたり、取り組みをしていくコーディネーターを派遣している。また行政ともネットワーク会議を開いている。現在の活動は、かなり多方面に広がっている。県の教育委員会も含めて、県立高校、横浜市立高校、川崎市立高校 24 校に先ほどのコーディネーターを派遣し、サポーターとかさまざまな人材を提供というか派遣をしている。

図2 ME-net の活動の推移

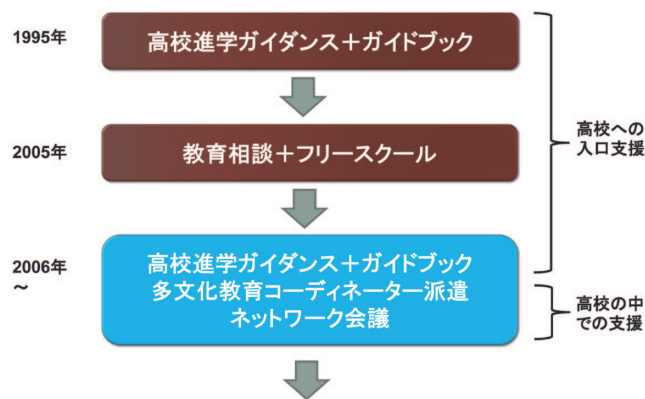


図3 2020 年度現在の ME-net の活動状況

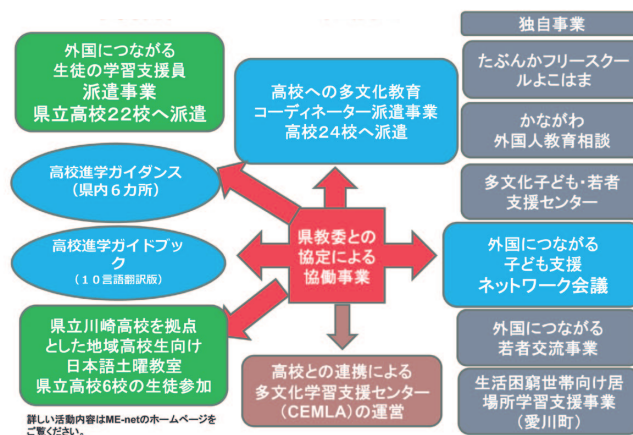
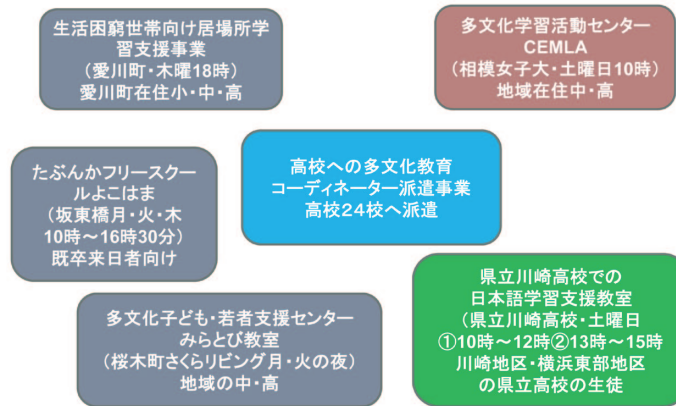


図4 ME-netの高校世代の子ども支援体制



高校世代の支援としては、県内5カ所で日本語や学習支援教室を行っている。この鍵になるのは、やはりコーディネーターを派遣している高校との連携である。高校以外の居場所、学習の場等々をつくって、連携してくという枠組みで支援が展開されている。

多文化教育コーディネーター派遣事業に関して、どこへ、予算、何をするか、どんな人か、県との連携については図5を見てもらいたい。基本的なことを説明すると、コーディネーターという制度を作ったきっかけは、日本語の指導者を派遣するとか、いわゆる紋切型の、ある部分だけ支援するのではなく、きちんと学校側とどんな支援が必要かを協議することが必要だからである。特に高校世代というのはさまざまな支援が必要になってくる。単純に日本語だけじゃなくて、やはりメンタル面のサポート、キャリア支援、いろいろな意味で学校側のリソースを生かしながら、どういった支援がさらに必要かということを協議しながら進めていくことが、非常に私たちとしては大事だと思っている。

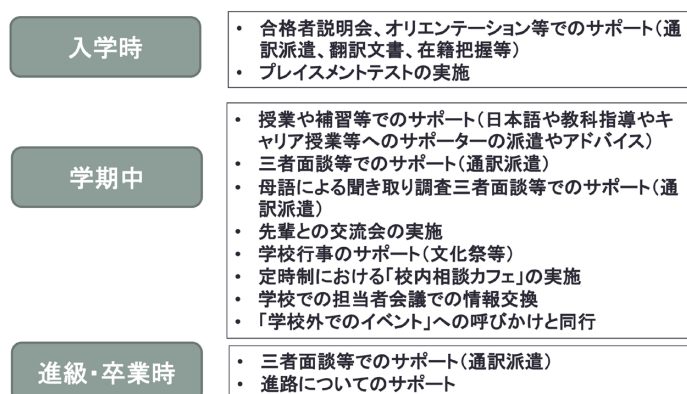
図5 高校への多文化教育コーディネーター派遣事業

どこへ？	<ul style="list-style-type: none"> 24の高校(在県枠12校、定時制6校、通信制1校、クリエイティブスクール2校、帰国枠2校、その他1校)
予算は？	<ul style="list-style-type: none"> 県から予算(年平均50回程度) ME-netからも
何を？	<ul style="list-style-type: none"> 高校と協議して決める 放課後の補習教室(日本語・母語)、キャリア支援、イベントサポートなど
どんな人？	<ul style="list-style-type: none"> 母語話者、地域の支援者、教育に関わっていた人、高校進学ガイダンスでつながった人
県との連携は？	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター会議に県担当者参加(年5回程度) 県主催の高校との事業報告会(年2回)

高校内でのサポートの具体的な流れとしては、入学時にオリエンテーションやプレイスメントテストをして、学校側と一緒に、どんな生徒が入ってきて今後どんな支援が必要かを確認し、

学期中はさまざまな面談のサポートとか補習教室、学校行事のサポート等々、学校によっていろいろな取り組みをしている。また最後に、進級・卒業時にも通訳派遣も含めてサポートをしている。活動事例として、先ほど角田さんからもあったが、高校生向けの進路相談会を、去年は相模原と川崎の2カ所でやって、生徒約120名が参加した。

図6 高校内でのサポートの主な内容と流れ



進路相談会では全体的な説明もするが、高校生にとって一番有効なのは先輩の話である。このような相談会がなぜ必要かという点、外国につながる高校生の進路・キャリア支援は、先ほど南葛飾高校の先生からもあったが、高校だけでは不十分というのが、高校側にいた人間として思う。それから外国につながる子どもの特有の課題がある。在留資格の問題とか言葉の問題、進路選択への情報もそうだ。もっとも効果があるのは、先輩の大学生の体験談だと思う。もう一方で、この進路相談会に専門学校とか大学のみなさんにも来てもらって、説明会もしている。先ほど最初に申し上げたとおり、留学生ではない、こういった外国につながる高校生の存在を知ってほしいという意味でも、大学の方にも来ていただいている。宇都宮大学、横浜市立大学、神奈川大学、東海大学、桜美林大学、東京理科大学、上智大学短期大学部、日本外国語専門学校、YMCA健康福祉専門学校、神奈川県専修学校各種学校協会などに来てもらい、いろいろな情報提供をいただいた。なかには私の団体とも連携している大学もある。東洋大学はまだこの時にお呼びしなかったが、今後はお願いしたい。

私どもの連携団体の中で、宇都宮大学は国立ということで連携している。特徴として申し上げたいのは上智大学短期大学部である。ここは入学後も外国につながる学生を対象にした年間を通じたキャリア授業が設定されている。いろいろな支援の取り組みがあると思うが、外国につながる大学生にとって、一番知っておきたい、または学校側からアドバイス受けたいのは、キャリアである。そのため、キャリアの支援の授業が毎週1回あるだけでも全然違う。そこでいろんなアドバイスも受けられる。キャリアという概念は幅広いので、いろいろな意味で相談にも乗れるし対応できる。そのためキャリアという観点で、何らかの大学で取り組むことは一つ必要なのかと思っている。

次に、YMCA健康福祉専門学校は保育を学べるところだが、ここは奨学金制度を設けており、外国につながる高校生が毎年4名から6名ぐらい進学しており、もうすでに最初の2期

生が保育園で勤めている。今、保育園は多様化しているので、こういう外国につながる若者が保育園で自分の同じルーツを持つ子どもたちの支援を行うというか、保育を行うことは非常に重要であるし、保護者にとってもすごく力強いというか、力になる取り組みかなと思う。

3. 多文化ユースプロジェクトと若者の経験

多文化ユースプロジェクトは、私たちの団体の活動の広がりの中で、当事者が自分たちの取り組みをしていくということで立ち上がった団体であり、現在、私どもの団体と連携して活動している。この団体のホームページ (<https://www.multiyouth.com/multiculturalyouth>) に、外国にルーツを持つ生徒対象の入試一覧が書いてあり、ここには東洋大学の紹介もしているが、さまざまないわゆる外国につながる若者のための枠があったり、自分たちのいろいろな能力をいかして入試が受けられる大学の情報が載っている。それから、先輩の話が先ほど申し上げたようになりかなり効果的だということで、今年はコロナの関係で進路相談会もなかなか難しいので、この多文化ユースのメンバーである大学生や社会人がいろいろ集めて、今40人分のさまざまな大学に進学した、来日時期もさまざまな若者の声が集約されている。

一人一人がすごくいろんな体験を持っているが、やっぱり先ほどの4つの壁というのは、ほぼ等しくみんな経験している。その上でこういった自分の体験を出したいという思いが、ひとつひとつ読んでいと伝わる。

そのなかでベトナム出身の、トランティ・シュンジューさんの進路体験を紹介したい。トランティジューさんはベトナム生まれで2歳のときに日本に来た。自己紹介、それから日本に来て大変だったことはホームページを読んでいただくとわかるが、幼稚園の時代から周りにそういった外国の子どもがいなかったので、からかわれたというか、いじめられたという経験がある。トランティジューという名前でもやはりトランペットとかジュースとかっていうふうにかからかわれたり、幼稚園で日本語ができないために孤立したような状況が最初のころにあった。それで彼女は小学校、中学校のときに名前を日本名で名乗った。ぱっと見、日本人と区別がつかない部分があるので、そういった形で自分から合わせようというような気持ちがあってそうした。ところが高校3年生のときに文化祭の出し物で、ベトナム料理をクラスでやろうということになって、ベトナムルーツの生徒は彼女1人だった。そのなかでみんなが盛り立ててくれたのが、非常に彼女は印象に残ったようだ。それがきっかけで上智大学短期大学に入学したときに名前をひとつにしなければいけないというときに、本人はベトナムの名前に戻した。現在、ベトナムへの思いというか、ルーツを持っていることについて誇りを持って、短期大学部から今、東京女子大学に編入をして、勉強をしている。

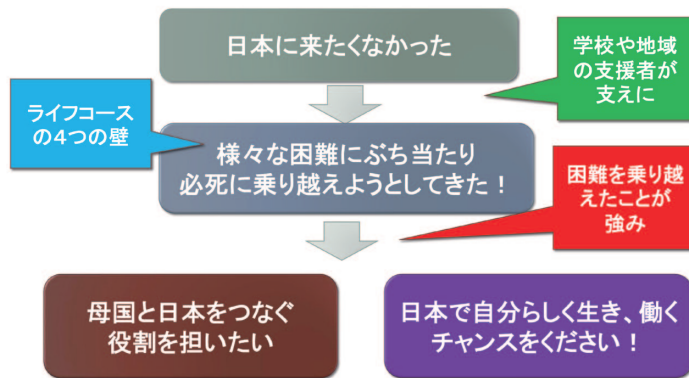
将来の夢について、外国人の自分のような経験をした子どもたちのために役に立ちたいとか、それから母国と日本の橋渡しというか、そういうことに対して役に立ちたいとか、そうした思いを持つ若者が非常に多い。そういった意味で、彼女の場合、外国人コミュニティや外国人ルーツを持った人々の社会統合を大学での研究テーマにしている。今は通訳をやったりもしている。2歳のときに日本に来たので、ベトナム語の獲得もかなり大変な努力があったと思う。それからTOEICも最初のころは300点ぐらいしか取れなかったのが、今もう800点も超えて

いるということで、人一倍すごい努力をしてきた。

こういった若者たちの40人の声を拾ってみると、国籍や言葉で夢がかなわない子が出ないようにしたいとか、外国語を人や社会のために使うような仕事をしたい、将来途上国でより多くの子どもたちが教育を受けられるようにすることが夢、企業や国家機関に関わらず外交に関わる仕事がしたい、プログラムとネットワークを通じて困っている人々の役に立ちたい、などと書いてある。他にも今度卒業するまさに家族滞在の在留資格の方だが、介護の専門学校を卒業した後、資格変更して介護士として働くために頑張っていきたいという思いを持っている。40人全部紹介したいが、外国につながる若者の思いをいくつか抜粋した。

これをZoomなどで発表してやり取りしてもらったが、ざっくりどんな思いを持っているかというと、最初は日本に来たくなかったということが多く。そのなかで学校とか地域の支援者が支えになって、ここからいろんな意味で気持ちを前向きに持って、さまざまな困難にぶち当たりながらも必死に乗り越えようとしてきた。ここには先ほど言った4つの壁が待ち構えている。でもこれを乗り越えてきたことが実は強みである。そういうふうには私は感じる。そして、強みになって、最終的には母国と日本をつなぐ役割を担いたいとか、日本で自分らしく生きて働きたいなど、夢を抱く。でもそのためには等しくチャンスが欲しいと。日本社会として、こういった若者に等しくチャンスを与えられるようにしたいが、どうしても小学校、中学校での日本語教育、困っているから支援ということにあり、困っている部分がクローズアップされる。だが、今後かれらが自分らしく生きるために、先があって未来があることが、こういった困難を乗り越えるための、頑張れる力になるので、ぜひそういった社会がつけられるといいなというふうに思っている。

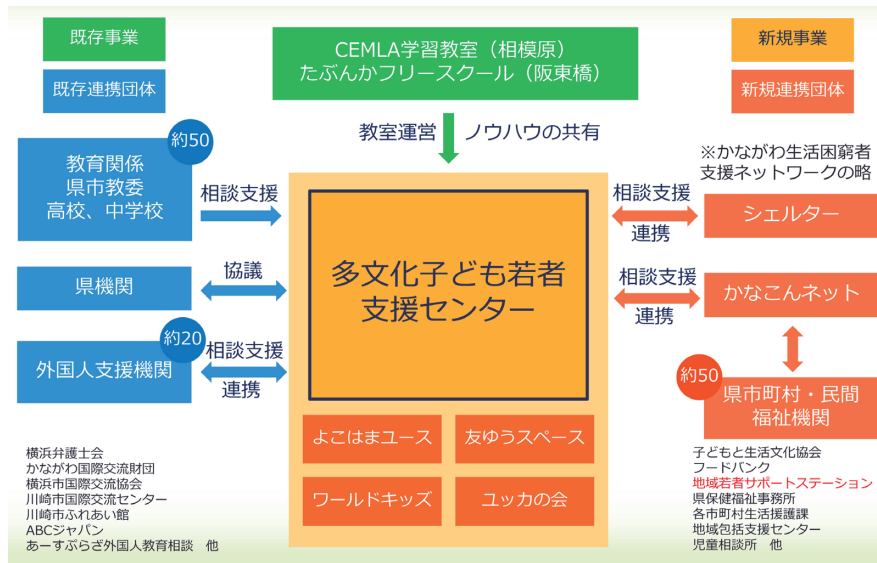
図7 外国につながる若者の思い



4. おわりに

私どもはさまざまな相談を受けている。子どもの相談、保護者からの相談、それから今高校生からの相談も多く、就労の相談等も受けている。それから在留資格の相談で、弁護士会と連携して、在留相談を受けている。ちょうど来週の20日に鶴見総合高校で行うが、在留相談の相談を弁護士会と連携している。

図8 NPO版「多文化子ども・若者支援センター」支援機関連携マップ (by ME-net)



また、今、多文化子ども若者支援センターモデル事業を助成金を受けてやっている（図8）。いろいろなネットワークを生かして、相談がこうした形で集約されるようなスタイルでさまざまな活動をしているが、やはり子ども、若者、多文化家族の相談というのは情報提供だけじゃ済まない。アウトリーチというか、実際に一緒に活動しないといけない。それから長いスパンで関わらないといけないという部分があり、こういったセンターが本当に機能するように、相談窓口にいらいじゃないじゃなくて、自分たちも一緒に解決に向けて関わりたいというような形で実施をしている。

第4報告

「東洋大学社会学部国際社会学科での推薦入試導入とその課題」

村上 一基
東洋大学社会学部

1. はじめに

本報告では、東洋大学社会学部国際社会学科での推薦入試導入とその課題について話したい。最初に、この入試導入にあたっては学内外のさまざまな方にお世話になったことを申し上げておきたい。まず本日ご登壇いただいた4名の方には入試導入のためにヒアリングをさせていただいた。他にも本日ご登壇いただけていないがヒアリングさせていただいた方も多くいる。また東洋大学社会学部の教務課や入試課の担当者などには、入試導入の意義を理解し、さまざまにサポートしていただいた。ここですべての関係者に謝意を表したい。

さて本報告の内容であるが、多少なりともセンシティブな内容だと思うので、先にひと言申し上げておくと、これは学内外の特定の部署や個人に対する見解や批判を述べるものではなく、入試を導入するにあたって一般的に生じるであろう課題、そして社会における認識の問題を考えていくことを目的としている。具体的には、東洋大学社会学部国際社会学科における外国にルーツを持つ生徒対象入試の導入背景やそのプロセス、そこで生じた課題、そして学生受け入れにおける課題を考えていきたい。

本報告の問題意識として、「実践知」を積み重ね、こうした入試導入に関する議論を深めていく必要があるのではないかということがある。同様の入試はいくつかの大学で導入されているが、数は少なく、まだまだ十分に広がっているとは言えない。入試が導入された大学・学部・学科の特徴、導入に至った経緯や要因、入試実施や学生受け入れで生じた課題などを検討し、社会的課題として、外国にルーツを持つ若者の進路保障について議論を深めていかなければならないのではないか。そして、「実践知」を積み重ね、資料として残していくことが、他大学で同様の入試を導入するために、そしてこの課題を社会的に議論していくために必要ではないかと考える。また、議論を積み重ねていく上で、推薦入試がすべての解決策なのかということも検討していく必要があるだろう。われわれが導入した入試が、完璧なものでもなく、最終形態でもないということは認識しており、本学での入試を考えるためにも議論を深めていきたい。

2. 入試制度の紹介

まず、東洋大学社会学部国際社会学科について簡単に紹介したい。東洋大学は1887年に井上円了により私立哲学館として創立され、現在は13学部46学科を抱える総合大学である。

学生数は2020年度は3万1828名、キャンパスは、このシンポジウムを中継している白山キャンパスの他に、赤羽台キャンパス、朝霞キャンパス、川越キャンパス、板倉キャンパスがある。入試志願者数は昨年度101,776人、私立大学のうち全国8位であり、入試の志願者が近年増加した大学である。社会学部国際社会学科は、現在の社会文化システム学科から改組され、来年度2021年4月から設置される。定員は150名、偏差値はさまざまな測り方があるが、55程度である。

「外国にルーツを持つ生徒対象入試」は、改組による国際社会学科設置のタイミングで導入された。外国籍もしくは日本国籍を取得して6年以内で、入国後の在留期間が通算9年以内の生徒を対象とする推薦入試である。試験日程は2021年度入試は出願が9月、試験が10月であった。試験内容は、書類（50点）と小論文（100点）、面接（100点）である。

東洋大学
2021年度

外国にルーツを持つ生徒対象
入学試験要項

インターネット登録による出願となります。
<http://www.toyo.ac.jp/nyushi/>

この入学試験要項には、当該から入学手続までのすべての事項が記載してあり、必ず、よく読んで必ずしも記載していない点や不明な点がないこと。なお、この入学試験要項の内容に必要と認められた場合は、本要項とは異なる事項が追加されたことにより特別取扱いとなる場合は、その旨を本学入試センターに随時連絡すること。

 東洋大学

●出願資格

- 1) 大学入学資格を有する者（含見込者）で、本学当該学科を第一志望として入学を志す者（合格した場合、必ず入学することを確約できる者）
- 2) 外国籍を有する者、もしくは日本国籍を取得して6年以内の者
- 3) 入国後の在留期間が通算で9年以内の者（小学校入学前の在留期間を除く）
- 4) 日本語能力試験N2以上を取得していること
- 5) ①実用英語技能検定（従来型を含む全方式）準2級以上合格、②TOEIC Listening & Reading スコア450点以上、③GTEC（CBTタイプに限る）スコア820点以上、④TEAP（4技能）スコア186点以上（同一試験日のスコア合計点のみ有効）のいずれかを取得していること

●出願書類

- 1) 志願票
- 2) 調査書等〔高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書 大学入学資格検定試験合格成績証明書〕
- 3) 志願理由書
- 4) 国籍に関わる書類
 - 【外国籍】日本の市区町村の役所から発行される住民票
 - 【日本国籍を取得して6年以内】
 - 日本国籍を取得して6年以内であることが記載されている戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- 5) 入国後の在留期間が通算で9年以内であることを証明する書類

出入国在留管理庁から開示される「外国人出入国記録の写し」

- 6) 日本語の能力に関する証明書
- 7) 英語の能力に関する書類
- 8) 客観資料

必要に応じて、「6.」「7.」以外で能力を証明する客観資料など

〔例〕日本語・英語以外の語学検定試験の合格書等のコピー

3. 入試導入までのプロセス

今回の入試導入に成功したもっとも重要な要因として、国際社会学科が社会文化システム学科からの改組によって2021年度に設置されるタイミングで提案したこと、この入試が学科の教育目標と合致していたことがある。また、学科教員の理解と協力も欠かせないものとしてあった。本入試について学科会議で提案したときに、入試を導入することに対する反対は一切挙がらなかった。入試導入を進めるにあたっては、資格要件に関してはいくつか議論はあったが、入試実施そのものへは反対されることはなく、学科教員からはむしろ多くのサポートがあった。特に、入試制度設計にあたっては、さまざまな分野の専門家の方に関わってもらった。例えば、高橋典史さんは移民研究の専門家、井沢泰樹さんも共生社会学を専門とされるだけでなく、ご自身が帰化されたという経験があるので、出願書類などに関して細かくアドバイスをもらえた。学科教員に理解してもらいやすかった要因としてもうひとつ、社会文化システム学科に学科後援サークルとして、外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援を行っているサークル SPRIT があることもあった。

さらに大事なことは、この種の入試が、東洋大学ではじめて実施されたわけではなく、先行ケースが存在したことがある。つまり宇都宮大学国際学部などですでに実施されていたため、入試制度案についての説明が容易であり、また先行ケースからさまざまなノウハウを教えていただけた。特に、宇都宮大学の田巻松雄先生には直接お話しさせていただき、アドバイスをいただいた。

次に国際社会学科の教育目標との合致について詳しく話したい。国際社会学科の教育目標を簡単にまとめると、多文化共生を実現し、多様性を尊重した社会をつくるグローバルシティズンを育成することを掲げている。国境を越える諸課題を主体的に解決する市民を育てることを目指しているが、いわゆるグローバルな「国際社会」だけでなく、グローバル化し多様化する「日本社会」における多文化共生や、多様性の促進および活用を構想、実践することを重要な目標としている。つまり、国際社会というときに、いわゆる地球規模のグローバル化というものだけではなく、自分たちが住んでいる社会のグローバル化、国際化についても目を向けていこうというコンセプトである。

私は改組に関わるなかで、こうした学科の教育目標に対して、すでに目の前にある日本社会の多様性が、大学という場に反映されているのか、と疑問を抱いていた。これは私が以前から持っていた問題意識とつながるものである。つまり、先ほど高橋清樹さんの報告にもあったが、

大学で外国籍というと留学生が中心だが、留学生を受け入れるだけが「グローバル」ではない。また、多文化共生を、机の上で話すだけでなく、学びの場でも実践していくことが必要ではないか。学生にも、私はこうしたことを言っており——一橋大学の恩師の受け売りだが——、教室で一緒に学ぶ仲間、隣の友達も、もしかしたら「マイノリティ」かもしれないし、授業で扱う内容の当事者かもしれないということを意識して授業に参加してほしい、と授業の最初に話している。このような大学内の環境に対する問題意識と、外国にルーツを持つ若者の社会統合という社会的な課題への関心が重なり合って、入試導入を提案することにした。

さらに、東洋大学だからこそ実施すべきという考えもあった。まず僭越ながら、ここ数年、東洋大学は受験者が増加し、「目指される」大学のひとつとなっており、外国にルーツを持つ生徒を対象にした入試を導入することは象徴的な意味でかれらに大学進学を具体的な目標として考えてもらうきっかけのひとつになると考えた。また、先ほど少し角田さんのほうからお話があったこととつながるが、東洋大学の創立趣意書に井上円了は、「余資なく優暇なき者のために」という言葉を残している。教育の機会を万人に開放するという井上円了の志が、東洋大学では夜間学部、イブニングコースへと引き継がれている。東洋大学の夜間学部は日本の大学で最大規模だと言われている。全私立大学夜間学部の学生の約25%が東洋大学に在籍しており、入試サイトでもそれを積極的に宣伝している。こうしたことから、より多様な、すなわち外国にルーツを持つ学生にも、大学で学ぶ機会を与えることこそ東洋大学の使命ではないかと、一教員として考えたていた。

もうひとつは、東洋大学はスーパーグローバル大学に採択され、「TOYO GLOBAL DIAMONDS」として、グローバルリーダーの集うアジアのハブ大学を目指している。そのために大学改革、教育改革を進め、学生を「グローバル人材」へと成長させる教育を実践しようとしている。そこでは主に、留学生の送り出しや、留学生の受け入れ、英語教育の充実が中心に行われている。しかし、そうした「留学生」や「英語」だけがグローバル化ではなく、日本社会のグローバル化をきちんと大学界に反映させることが、真のスーパーグローバル大学ではないかとも一教員として考えた。外国にルーツを持つ学生を積極的に受け入れることは、大学内の国際化・多文化化をさらに進めることになる。そのことは、日本社会で育った母国とのつながりをもつ学生を、「グローバル人材」へと成長させることに貢献し、さらにはいわゆる日本人学生が多様なルーツをもつ仲間と学び、異なる文化背景を持つ人びとと社会を作っていくこと大学内で実践するなど、本学の国際化に大きく貢献すると考えられた。

最後に、個人的な話として、これまでの自分の研究とのつながりについて話したい。私はフランスにおける移民、移民第2世代の統合と排除、またかれらのアイデンティティの問題を研究している。実際にフランスで、200人以上の移民や移民第二世代、また学校教員やNPOスタッフなどにインタビューをするなかで、バカロレアという高校卒業資格を取得して高等教育に進学し、場合によっては修士号を取得し就職することが、ある種ひとつの現実的な目標とされている。もちろん、それが「現実的」だからといって、フランスは進んでいるかということ、そうではなく、進路選択においてはさまざまな場面で格差や差別の問題がある。一方で、フランスの社会学の研究では、高等教育に進んだ移民を背景に持つ若者の経験に関しての研究が少しずつ発展してきており¹、これらの研究を参考にすることも多い。自分がこれまで行ってき

た研究をもとに、どのように日本社会にアンガージュマンしていけるのかということはずっと考えてきたことであり、今回の入試導入というのは、そのひとつの形になるかもしれないとも思いながらやっていた。

4. 検討段階での議論と対応

入試導入までのプロセスを簡単に説明したい。構想がはじまったのは2019年の秋口である。学科会議で私が提案したことに対して、ゴーサインがでて、私と高橋典史さんで導入に向けて準備を進めた。準備作業としては、宇都宮大学などの先行事例や、東洋大学の入試制度の下調べをして、たたき台を作成した。それをもって、2019年11月から2020年3月にかけて、高校の先生方、NPO、弁護士などにヒアリングをした。学内でのプロセスとしては、社会学部の教務課への相談、打ち合わせは随時しながら、1月くらいから入試課と相談、調整を進め、3月末のぎりぎりのタイミングで入試実施が正式に決まることになった。

それでは、検討段階でどのような議論が出て、それにどのように対応したのか、を話したい。導入にあたって、高橋典史さんとよく話していたのは、インクルーシブな入試にするということであり、なるべく多くの若者が受験できるよう出願要件を包摂的なものにしたいと強く思っていた。また出願要件のなかに管理や排除のニュアンスを持つ表現を避けたりするよう努めた。さらに、高校までの努力を評価できる制度にしたいとも考え、日本語と英語の要件も必ず設けたいと考えていた。日本語と英語の要件を設けることで、入学後に困らないようにすることももちろん意図していたし、それに加えて、表現が難しいが、「外国ルーツだから入学できた」と周りの学生や教職員に思わせないような制度設計にしたかった。

次に、入試に対して、どのような懸念が示されたのかについて説明したい。導入にあたっては複数回にわたって学内で調整をした。学科内での反対はなかったが、学内の担当部局との調整は必ずしも順調に進んだわけではなく、「入試の意義には賛成だが」という枕詞とともにさまざまな懸念が示された。まず志願者がどれだけいるのか、ということが最初の懸念として出された。入試課としては受験生を増やすことを第一に考えるが、外国にルーツを持つ生徒対象入試を導入することは、それにつながるか疑問であると指摘された。そのため、確実に受験生の確保を見込める方法を求められ、指定校にするなどさまざまな提案がなされたり、出願要件はむしろ絞らず、入国後の年数や日本語・英語の資格要件などを緩和して、多くの人を受けられるようにしてほしいと要望されたりもした。

この懸念は既存の枠に当てはまらない入試をつくることの難しさとも関係している。外国にルーツを持つ生徒対象入試は、指定校推薦入試や学校推薦入試ではない。また入試制度のなかでは、自己推薦入試のひとつにすることも難しく、ひとつの新しい入試枠をつくらなければならなかった。そのため、わざわざ労力をかけてやるからには受験生が集まる入試にしてみたい、志願者が0人ということがないようにしてほしいとのことであった。

さらに、日本人学生が不公平だと思わないかという心配の声も上がった。すなわち、「外国ルーツの生徒だけに、こういう入試があるのは不公平ではないか」という懸念であり、新学科の入試全体を考え、不公平感が出ないようなひとまとまりの入試制度を考えることを要請され

た。そこで、学校推薦入試を新しく導入することでバランスを取った。これに関してはさまざまな議論があると思うが、それを言われたことや言った方に対して何か感情を抱くというよりも、「アフーマティブアクション」のような、こうした入試が社会において十分に理解されていないことを痛感させるものであった。

さらに、学校推薦入試にすることも提案された。そのほうが大学としては学生受け入れにあたって安心だということもあるが、評点平均値を設けなければならなくなるので、基準に到達しない学生は受験できなくなってしまう。外国にルーツを持つ生徒を対象にする入試の導入背景を考えると、評定平均値というのは制度の趣旨と乖離してしまう。また、私はフランスで研究をしているが、そこでしばしば問題となるのは、進路指導における差別である。外国にルーツを持っているから、移民の子どもだから大学にはいけない、もしくは大学に行く必要がない、といった差別が、フランスで問題になっている。今日登壇いただいている先生方は、そういうことを言う先生ではないのは存じ上げているし、多くの先生がそうではないとも思っているが、制度として設けるにあたっては、こうした問題が起き得るのではないかという懸念があった。そのため受験を希望するすべての人が受けられる入試にしたいと思い、出願要件を検討し、さまざまな議論を経て、このような形の入試になった。

実施に当たって生じた技術的な課題もある。原案では、出願要件を満たしているかをチェックするための提出書類に、さまざまな選択肢を入れていた。例えば、国籍に関わる書類は住民票のみにしたが、検討段階では他の書類も複数、選択肢に含めていた。しかし、網羅的に入れてしまったため、その数が多くなり、事務方から、出願要件を正確にチェックできるか、さらに問い合わせに対して正確に答えることができるのか、という不安の声が上がった。それに対して、提出書類は、原本を提出できるという原則で入試課が絞り込むことを提案し、さらに問い合わせ対応や出願資格のチェックに学科の教員が通常の入試よりも関ることにした。そのため、その他の入試では入試課や教務課が対応するところについても、場合によっては学科の教員が対応することもありえるという形になった。ただ、ここで懸念しているのは、学内関係者のみで判断が難しいケースも生じてくるのではないかということである。場合によっては、弁護士や支援団体への相談も必要になるかもしれないが、入試は外部に漏らしてはいけない話も多くあり、その対応については検討が必要である。

このように学内で上がった懸念事項にひとつずつ対応するとともに、国際社会学科でこの入試を導入する意義を何度も説明して、入試導入に至ることができた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークがはじまるなど入試導入についての議論が進まず、3月末のギリギリのタイミングで調整が済んだ。また入試の広報が遅れ、6月末に入試の詳細が大学全体の案内として公表され、ようやく外国にルーツを持つ生徒を対象にした入試を実施することをオフィシャルにできた。募集要項の配布は7月であり、新規導入の入試として、広報の期間は十分に取れなかった。

5. まとめ——今後の展望

最後に、これからこうした入試制度が発展するために、どのような課題があるのかを考えて

いきたい。まず東洋大学学内での課題と展望としては、今回は1学科のみの実施であって限定的なので、今後はこうした入試を他学部、他学科へと広げていくことを目指している。とりわけ、先ほど角田さんの話にあったが、夜間学部にも広げていければと考えている。そのためにも、この入試で入学した学生がしっかりと成績を残し、社会で活躍できるよう指導やサポートを行っていくことが重要になってくるだろう。外国ルーツの入試で入ってきた学生は、伸びしろがあって、しっかりと勉強するという「実績」を残すこと、それが客観的に証明されていくことは重要であり、学生任せにするのではなく、大学としてサポートしていくことも必要だと考えている。

次に、全国的に「一般的」な入試制度にしていくための課題を見ていきたい。現在、こうした入試を導入しているのは、国際系の学部、学科が多い。先ほども話したが、東洋大学も国際社会学科で、学科のコンセプトと合致したからこそ入試を導入できた。進路選択の幅を広げるために、さまざまな学部学科でこうした入試が行われるべきなのはいうまでもなく、学問領域などとは独立した形で入試を導入できるよう社会の理解が進むことが望まれる。

さらには複雑な書類のチェックをどのように行っていくのかという技術的な問題もある。今回は学科教員が関わることで解決したが、それは関連する分野を専門とする教員が複数在籍していることを活かした対応であり、どこででもできるとは限らない。大学や学部・学科が、それぞれ個別に対応することの限界は認めざるを得ないだろう。

また、受け入れた学生をどのように指導し卒業させるのか、特有の困難への対応はどうしたら良いのか。就職の指導はどうしたら良いのか。他の学生とどこまで差別化して指導したら良いのか。これらについても、検討していく必要がある。

その一方で、入学した学生にはロールモデルの役割を果たしてほしいとの期待もある。かれらの存在によって、次の世代が高等教育への進学を具体的にイメージでき、より多様な将来像を描き、実現できるようになってもらいたい。

最後に、外国にルーツを持つ若者が活躍する社会に向けての課題を考えたい。先ほど大学だけでは限界があるという話をしたが、だからといって、そのために入試導入が難しいという話や、かれらの社会統合の環境を整えることができないということではない。大事になってくるのは、大学が孤立して取り組むのではなく、高校やNPOなどと連携していくことではないだろうか。

そして、最終的に重要になってくるのが、国による政策や指針、支援である。国として、外国にルーツを持つ若者の社会統合や大学進学という課題への認識をより一層高め、大学で推薦入試などを実施することに対する社会における理解を深めるとともに、大学に働きかけ、適切なバックアップ体制を整えていくことが求められる。先ほど大学から出た懸念として、志願者が確保できるのか、というものもあったが、帰国生徒枠などの受験制度はあり、そこでは必ずしも受験生の獲得は目指されていない。外国にルーツを持つ生徒対象入試は、むしろこうした枠組みのなかで検討されるべきであろう。出願書類のチェックに関しても、それをチェックするセンターのようなものや、指針を設けることによって、大学側の負担も減るし、入試導入に対するハードルも少なくなるのではないかと。また在留資格の問題として、例えば夜間学部でこの入試を導入するさいにも、その問題が出てくる。夜間学部は留学のビザが取れないので、

別の在留資格を持っていて、夜間学部に入った場合、留学のビザに切り換えることはできないなどの制約もある。

このように、大学だけではなく、社会の課題として、いかに外国にルーツを持つ若者が社会で活躍できるような制度を整えていくのか、ということを議論していく必要があるだろう。

-
- ¹ Jounin, N., 2014, *Voyage de classes des étudiants de Seine-Saint-Denis enquêtent dans les beaux quartiers*, La Découverte; Truong, F., 2015, *Jeunesses françaises bac + 5 made in banlieue*, La Découverte.

パネルディスカッション

司会：井沢泰樹・高橋典史

高橋（典）：それでは、これから1時間程度、パネルディスカッションを行いたいと思います。今回、司会を担当するのは東洋大学社会学部の井沢泰樹さんと私、高橋典史です。流れとしては、最初にこれまでの4つのご報告を踏まえた上で、パネリストの方々から簡単に感想や質問を含めてコメントを頂戴したいと思います。その後、事前にウェブのアンケートフォームにいただいた質問、現在 Webex 上で記入していただいている Q&A のなかから、いくつか取り上げ、情報交換、また意見交換できればと考えております。

では4人のご発表をそれぞれ聞いた上でのコメントや質問等をご発言いただきたいと思います。では発表順で、長谷川さん、お願いします。

長谷川：今回はこのような発表の機会をいただきまして本当にありがとうございました。今回の発表は本校での進路指導の実例という形で、どのように指導しているかということをご報告させていただきました。みなさんの発表をお聞きしていて、今後、小学校から中学校、高校、大学、そして地域社会へという生徒の人生の長い道のりの中で、自分がどこに関わりどのように支援していくのかということ、また、自分が今いる職場で支援体制をどのように整えていかなければならないかということについて、たくさんのヒントをいただいたと思います。長い目で生徒の成長を見守っていく、その上で、短い高校3年間でどう過ごさせるか考えていく、という大きなヒントをいただきました。ありがとうございました。

高橋（典）：どうもありがとうございます。それでは次に楠さん、よろしくお願いします。

楠：今回はこのような機会をいただきましてありがとうございました。今回の発表に当たって、いろいろな生徒のことを思い出し、長谷川と話をしていたのですが、一人一人の生徒のことでありながら、その中にも共通する課題があることや、一方で個人個人で抱えている事情が違っていることなどを考えることができ、そのなかで一人一人に向き合うとともに、それを全体としても考えていかなくてはいけないということを考えながら、今日を迎えました。また、みなさまのご発表を聞きながら、学校の中にいると学校の中で完結してしまいがちで、支援の仕方が固まってしまうたり、



閉じこもってしまったりするところもあるのですが、いろいろと協力したり、助けを求めたりできる部分もあるのではないかということを感じました。

高橋（典）：どうもありがとうございます。そして角田さん、よろしくお願いします。

角田：今日はありがとうございました。みなさまからのいろいろな報告を聞きまして、さらに学ぶことができました。先ほど村上さんから、お話がありましたが、実は大学における外国にルーツを持つ生徒対象入試は、いずれ大学、日本の高等教育を変えていく、そういう力を持っているのではないかと、何かきっかけになるのではないかと思います。それは高校現場でも、都立高校には、在京外国人入試の高校ができたときに、いま8校ありますが、こうした入試を必要としている高校生たちがおり、このような高校があるということが東京内あるいは他県にも影響を与えています。またこのような高校生を受け入れている中で、マジョリティの日本人の高校生も、さまざまな影響を受けていると思います。つまり多様性を尊重する教育が、これからますます進んでいくのではないかなと期待できます。

高橋（典）：どうもありがとうございます。
それでは高橋さんお願いいたします。

高橋（清）：どうもありがとうございました。
南葛飾高校のお話を伺って、私が教員
のときにいろいろ関わっていたことを思い
出しました。高校の教員として外国につ
ながる生徒と最初に関わったのは、もう
30年以上前です。子どもたちもマイノ
リティなんですけど、そういう支援をす



る教員もマイノリティなんですよね。マイノリティ側として、どういうふうにそういう問題意識を持って関わるかみたいなことを思い出しました。そのなかで、高校の教員同士のつながりとか、ネットワークみたいなものがいいなと思ったのが、今のこの活動につながっている部分があります。これから東京もたぶんいろんな意味でつながってくでしょうし、南葛飾高校の先生方は教員の立場ですごくしっかりと問題意識を持ってやられておられ、進路の取り組みもすごく丁寧にされているという感想を持ちました。そうしたことをいろいろな高校と共有していただいて、生徒が選んだ学校とか場所によって違いがないようにしていくことがひとつの社会的な課題かなというのを改めて思いました。

それから東洋大学の村上さんのお話を伺って、最初聞いたときは本当に実現できるのかなみたいな感じで聞いていたんですけど、着実にこうやって取り組んで実現したということに、本当に敬意を表したいと思います。日本人に対する逆差別みたいな話題って必ず出てくるんですよ。神奈川県内の公立高校の入試制度の中でも、必ず逆差別って言葉が出てきます。じゃあ日本人の生徒を支援しなくてもいいかって言ったら、当然しなければなりません。

ですが、同じように支援しているなかで、外国人生徒がこぼれてしまうところに対してどうサポートするかということが問題なんです。外国につながる子どもたちだけでなく、障がいのある生徒ですとか、最近 LGBT の生徒とか、いろいろ多様な人たちの支援というのは、特別やっていかないといけないというところは考えてほしいなと思います。ありがとうございました。

高橋（典）：どうもありがとうございます。最後に村上さん、お願いします。

村上：どうもありがとうございました。みなさまのご報告から大変多くのことを勉強させていただきました。南葛飾高校の長谷川さんと楠さんのお話や、高橋清樹さんの多文化ユースのお話などをおうかがいすると、長谷川さんもおっしゃっていましたが、若者の人生にどう関わってくるのか、ということがとても重要なポイントだと思いました。今回、入試制度を作りましたが、入試をどのようにやるのか、大学でどのように受け入れるかといったことを話ささいに、若者のこれまでの経験とこれからのキャリアへの視点が欠かせないことを痛感しました。キャリア支援ということについて、大学では特に就職が中心になりますが、それよりも広い視野からの学生の人生キャリアに対する支援や指導はなかなかできていないのではないかと課題として感じますし、それは学生を受け入れるにあたって忘れてはいけないということを強く感じました。

ちょっと話題提供をさせていただきたいと思いますが、高橋清樹さんからのご報告で、神奈川の先駆的な事例をお話しいただいたと思います。30年でどのような変化があったのでしょうか。高橋さん自身が活動に関わりだしたときと今の状況はどういうふうに変わってきて、それは良い方向に変わってきているのか、まったく変わっていないのか、もしくは悪いほうに変わっているのかなどをおうかがいしてみたいと思います。



高橋（典）：ありがとうございます。村上さんからご質問していただきましたので、これまでの長い活動の中で、どのように変わってきているのか、それとも変わっていないのか、その辺りも含めてお話ししていただければと思います。高橋さん、よろしく願いいたします。

高橋（清）：今、確実にそういう子どもたちが増えたという状況があります。また、私も高校から特別支援学校、養護学校のほうに行ってそこで勤めたこともあるんですけど、さっきキーワードで出ましたインクルーシブ教育、特別なニーズ教育とかそういう言い方で、やはりニーズのある生徒への支援ということが、だいぶ話題になっています。神奈川ではそう

いった取り組みがかなり先行してきた部分があって、そのなかに最初からもう外国につながる若者というキーワードが入っていたんですね。神奈川では1990年代から少しずつそういう風が吹いて変わってきました。2006年にボランティア活動推進基金という神奈川の独自の助成金協働事業制度があって、それで教育委員会と連携がはじまったんです。行政との関わりというのは全国的にはどこも大きな課題ですが、幸い神奈川は理解があって、行政とのつながりが非常に密にできた。私が教員の立場だったというのもあります。そのため、うまく活動が展開できたというところがありました。本当にそういった意味ではどんどん改善はしていますが、改善すればするほど、だんだん支援の対象の年齢が上がっていきます。そして、最終的なところはどうかというと、結局いろいろ関わったケースの若者を見ると、社会で働くときにいくつ受けても受からないとか、親元で、例えば中古の自動車の販売店の作業をしているとか、いわゆる夜の食品加工の仕事をしているとか。結局そういう風に働いていて、自分たちは何でこれまでいろいろ勉強してきたのに、そういう「言葉」を使わない仕事に就かざるを得ないんだ、という悩みを切実に聞きます。そうした意味で、まだまだ変わっていない部分もたくさんあるなというふうに思っています。

高橋（典）：どうもありがとうございました。Googleフォームのほうに皆さんからたくさんの質問等をいただきましたので、その中からいくつかピックアップしてここで答えたいと思います。井沢さん、よろしくをお願いします。

井沢：まず長谷川さんと楠さんに、支援を要する生徒に対してスクールソーシャルワーカーに協力を仰ぐ手立てが無い際には、校内で対応する教員が協働にも偏りが生じて個別のマンパワーで行う場合が起こりえますが、日々の業務内では勤務時間内に取まらない、授業準備にも支障が出る、その結果として疲弊する等の懸念があります。そういうケースで対応する教員はどうすべきでしょうかといった質問です。

長谷川：その問題に関しては本当に楠と顔を見合わせるばかりで、確かに時間内に取まっていないなど実感しているところです。私たちは二人とも国語科の教員で、当然普通の授業を普通の時数担当しておりますし、楠は教務部、私は進路指導部で、普通の分掌の業務もあります。ただ、本校も変わってきて、在京外国人生徒の進路指導は大変だからということで、今年からは在京生支援をメインにして、他の仕事は基本的にない状態で仕事できるようになったのですが、それも今年ようやく実現したことで、今まではやはり他の仕事もしながら在京生支援の仕事もするという形でやってきました。

ですので、どうすべきかという問題は本当に難しいです。できる範囲で精一杯やってくしかない、というのが実際のところです。ただ、心と体の健康は、本当に何より大切です。個人的な話になりますが、本校に異動した1年目は私一人に対応することがやはり多く、組織全体で対応することがなかなかできなかったのも、過労とストレスで一時期休職をすることになってしまった、ということが実はありました。ですので、私としてはやはり自分のように疲弊する人間はもう絶対に出したくないと思っています。とにかく学校全体で、組織

全体で取り組んでいくことが大事です。今は楠もいますし、他にもたくさんの教員が在京生のことを気に掛けて支援の手を差し伸べようとしてくれています。学校を変えていこうと一緒に考えてくれる教員も、一人また一人と増えてきました。毎年毎年少しずつ支援体制を改善してきたの「今」なので、そうやって仲間を増やしていく地道な活動を続けていくしかないなと思っています。答えになっているかどうか分からないのですが。力を合わせてやっていきたいです。

井沢：ありがとうございます。それでは次に角田さんにお聞きするんですが、大学進学に際してどのような経済的支援の対象になるのか。家族滞在ビザ等の切り替えをどのようにサポートしていけば就職につながっていくのか、気を付けるべきことがあれば教えていただけたら嬉しいです、ということなんですがいかがですか。

角田：どのような経済的支援の対象になるのか、ひとつは先ほど、今年度からはじまりました国の高等教育無償化の新しい制度があります。こちらは家庭の収入によって、授業料減免と給付型支援金を受けられるというものです。この制度が外国籍の「家族滞在」や「公用」等の大学生も申請できるような仕組みをつくってほしいです。そのうえで、大学の卒業時に、企業から内定がもらえた際に、滞りなく正規（フルタイム）の就職ができるような在留資格変更の手続きを支援するなどの進路の取り組みが大学側にもあるといいです。

家族滞在等の在留資格の変更をどのようにサポートし、就職に結びつけばよいのか。ある高校生が企業から内定をもらい、在留資格の変更を入管に申請に行きましたが、申請書を窓口で受け取ってもらえなかったと担任教員に相談がありました。このため、担任教員だけでなく、進路部や学校内の外国につながる生徒を支援する担当（名称：日本語支援・多文化共生委員会）の教員が協力し、弁護士さん（多文化共生教育ネットワーク東京）にも支援していただいたことで、入管に無事、申請書を受け取ってもらうことができました。この結果、在留資格の変更が許可され、無事正規の就職ができた生徒がいます。外国籍の高校生あるいは大学生の若者が、入管に一人で行き、難しい日本語で書かれている書類を提出するのは正直厳しいと思います。一緒に提出するさまざまな書類を集めるのもたいへんです。このような場合は、周りの支援が必要だと思います。学校の教員だけでなく、弁護士や行政書士、専門的な知識を持つ支援者のアドバイスが必要でしょう。私もこれまで生徒と一緒に入管に行き、窓口まで同行したこともあります。安心できる支援者が周りにいることが、心強いと思います。学校のなかでこうした生徒をサポートする担当が置かれるとともに、学校外との連携をすすめることが必要だと思います。

村上：東洋大学では留学のビザに替えることで留学生向けの経済支援を受けられる制度があり、入試要項にも記載されています。それは留学生枠で受けた学生だけでなく、外国籍の学生も対象になりますが、角田さんのご報告のなかで、留学に切り替えることについては議論が必要だということに少し触れられてらっしゃいました。どういった側面で議論が必要なのかということをお教えいただけますでしょうか。

角田：神奈川の先生たちあるいは弁護士さんたちとの議論のなかで、留学のビザで大学生活を送れても、じゃ、その後はどうするのかなというところなんですよね。日本の企業に就職するのかどうか。そうするとまた今度、在留資格を替える必要がありますので、じゃあそこはうまくいくのだろうかとか。その辺りってというのは、やはりちょっと専門的な知識がないと、簡単には、はいあなた、じゃ、このビザ替えたほうがいいよ、留学取ったほうがいいって、簡単にはやっぱり私たち、やっぱり分からないところがありますのでそこは慎重に、さまざまな意見を多角的に聞いて助言をもらったほうがいいのかというふうには思います。

高橋（清）：ちょうど今、相談を受けているケースがあって、家族滞在から留学ビザに切り替えるかどうかということのやり取りをしています。一応、文部科学省のホームページにも留学ビザに替える可能性があるということが書かれていますが、日本学生支援機構の支援をうけるためには、入学したあとに留学生試験を受けなきゃいけないんです。さらに、例えば退学してしまったらどうするかとかの問題もあります。家族滞在に戻れるということはいわれていますが、それは不確実です。

また、卒業後に就職したとき、就労ビザに切り換えようとする特定職種の仕事しかできません。その特定職種の仕事をまた替えたいとか、辞めてしまったときに、またビザが問題になります。家族滞在から特定活動とか、定住になっていけば、職種はいろいろ選べるのに、限定的になってしまうという問題がある。このように、さまざま課題があると思います。

高橋（典）：ちょっと気をつけなければいけないことがあります。例えば学生支援機構であるとか、さまざまな留学生支援については、今の大学ではとても充実しています。その一方で、それを教員とか大学のスタッフ側が誘導してしまったことで、その学生のその後の人生に不利益が起これないように注意しなければならないことは、非常に重要です。有益なご意見をいただきました。ありがとうございます。

村上：この問題は外国をルーツに持つ若者に対する日本社会の捉え方を反映していると思います。家族と離れ離れに生活させないように配慮しない、日本で育った子どもを退去強制させようとしたり、子どもに在留資格を与える代わりに親だけ帰国させようとしたりなどの問題もしばしば語られます。先日NHKで「日本で暮らし続けたい～ルポ“在留資格”のない子どもたち～」(2020年11月11日)という在留資格がなく、強制送還の対象となっている子どもについてのドキュメンタリーが放映されましたが、問題の根底はつながっていると思います。日本で育っている若者をどのように日本社会に参加させていくのか、この留学生ビザの問題にはこうしたより大きな問題が反映されているということが、今お話を聞いてよくわかりました。

井沢：ありがとうございます。それでは高橋（清）さんにお伺いしたいんですが、外国にルーツを持つ児童、生徒の学習支援を行っています。現在のボランティアやNPOだけでは多

言語を活用できる若い人材の参加やリソースが集まりにくいこと、活動や資金などの持続性に欠けることを感じ、活動の事業化を目指して学習教室の運営をはじめました。先生方はどうすれば持続性のある支援が行えるかについてどうお考えでしょうか？ というご質問です。いかがでしょうか。

高橋（清）：これはさまざまな状況、特に地域的な状況とか、そこに集まるボランティアの人たちの考え方とか、そういうことがあるので一概に言えないですが、多言語ができる若い人材、特に当事者というのは、大切です。先ほど話した外国につながる若者というのは支援したいという気持ちがあるんです。気持ちがあって、参加したいって言うんですけど、でも一方で生活のためにアルバイトしなければいけないんです。アルバイトの時間まで削ってボランティアするかっていうと、それはもちろん無理ですよ。こういう若い人、社会に入るとなかなか時間を作るのが難しいと思うんですけど、大学生、大学院生なんかに関わってもらい仕組みが必要だと思うんです。そのためには何らかの助成金制度を使うとかしないといけません。若い人たちは、気持ちはあるんですが、自分の生活のためにアルバイトしなければいけないとことで難しい部分があります。

若い人材が集まるとすごく活気があふれるし、支援者側も当事者がどういう経緯を経て来て、今どういう状態にあるってということが、少し長い目で客観視できるので、そういう方がいることはすごく教室にとっても有益というか、すごく大事な視点だと思うんですね。だから当事者が参加する、若い人が参加するという仕組みのためにも、ある程度、資金っていうのも必要なというふうに思います。

村上：フランスでも移民二世代などに対してNPOや自治体が学習支援教室などを開いています。例えば、学習支援教室については、大学生などが支援者として活動していますが、ボランティアで支援している人はほとんどいなくて、給料が発生している。自治体や国からの助成金をどのように使うかという、大半が人件費に充てています。高橋清樹さんがおっしゃっているように、若い人に関わってもらうためには、単に無償のボランティアというのは難しく、助成金なども含めた制度を整えることが重要であるということがよくわかりました。

井沢：それでは村上さんにひとつお伺いしたいのは、継承語の問題なんですが、ご質問いただいた方の勤務しておられる大学では、萌芽的試みとして、継承語話者のためのスペイン語の授業、週1コマを開講していますが、そうした母語・家庭言語・継承語の観点から大学での語学教育に期待することがあれば教えていただきたいと思います。日本語にハンディがある外国ルーツの生徒が大学に進学したときに、履修を完遂するための具体的なヒントなどのことですね。どうでしょう。これについて何かお答え。

村上：継承語については、さまざまに議論があると思います。私は東洋大学でフランス語を教えています、その立場からコメントしてみたいと思います。まず外国にルーツをもつ子ど

もの継承語の問題について、他の論文・論考を読んでいると、継承語・母語の授業を大学で取ろうとしたら履修させてもらえなかった、ということがしばしば書かれています。それに関しては、語学教員という立場からは難しい問題があります。中国籍、韓国籍の学生が、初修外国語としての中国語、韓国語の履修を希望するケースがありますが、東洋大学社会学部ではそれはさせないことにしています。なぜかという、初修外国語として、すべての学生がゼロからのスタートですので、文字や発音のルールからはじめることになります。そこに、すでに少しでも言語を話せる学生が履修すると、授業の到達目標とのバランスや、単位認定の公平性など問題が生じてきます。

また初修外国語を学ぶことの意味を考えたときに、言語を学ぶだけではなくて、その言葉が話されている社会や文化についての知識も身につけてほしいと思っています。そういった意味では、すべての学生に対して、新しい言語を学び、見地を広げてもらいことも期待しています。

このように初修外国語のカリキュラム——とりわけ東洋大学社会学部のカリキュラム——のなかで、継承語教育がどこまでできるのか、そしてそれが教育目標とどれだけ一致しているのか、ということは慎重な検討が必要だと考えています。

総合司会の山田さんは、社会学部でドイツ語を教えていらっしゃいますので、山田さんのご意見も少しだけおうかがいできればと思います。

山田：私も村上さんと同じ考えです。中国語を母語とする学生にとっては中国語科目、ハンゲルを母語とする学生にはハンゲル語は単位を取りやすい科目だと思いますが、その科目（初修外国語）がどういった到達目標を掲げているのか、どういったカリキュラムのなかに設置された科目であるのかに目配りをする必要があると思います。こうした学生には、当該科目を受講する学生の学びをサポートする側にたってもらうことを期待します。

高橋（典）：続きまして、本日皆さんのお話を聞いて、Webexのほうにもいろいろなコメントやご質問を記入していただきました。そのなかからいくつか、皆さんに投げかけたいと思います。ひとつは、先ほど、高校の取り組みで特別枠がある高校などではだんだんと状況が改善してきたり、教員間での連携体制みたいなものもできてきたというお話がありました。いただいたご質問の中で、まったくそういう仕組みがない高校で、でも外国ルーツの生徒が入ったときには、担当する先生が、孤軍奮闘するということがあると思います。そういった高校で限られた人員で対応していくとことになった際、できる範囲でどういうことが可能かということについてアドバイスを頂きたい、というようなコメントがありました。いかがでしょうか？

長谷川：本当によくわかります。私も今は特別枠のある学校で勤めていますが、兵庫県にいた時代は普通の学校で外国人の生徒を一人で担当したことがありますし、そういう圧倒的な孤独の中でやるしかないということも、決して珍しいことではないと思います。それでも一つ一つやっていくしかないのですが、まずできることって何ですかね……角田さんは特別枠で

はない学校で勤めていらっしゃるんですね。

高橋（典）：コメントをくださったのは、定時制の高校の方です。

角田：やはり一教員では難しいことはいろいろあります。いろいろなレベルで課題があります。教員集団の合意形成はとても大変です。例えば都立高校は6年で異動になります。6年で異動がありますので、取り組みを継続していくことは難しいです。1人の先生が頑張っても、もうすぐ異動です、となりますと、その取り組みが継続できない場合がよくあります。一教員の取り組みだけでなく、学校長のリーダーシップが大事です。外国につながる高校生たちをしっかりと学校で支援していきましょう、そういう呼び掛けが学校の管理職からあるのかどうか。今、都立高校のホームページをご覧になればわかりますが、学校ごとに学校長が作成する学校経営計画が掲載されています。例えばその中に外国につながる高校生に関わる教育活動の目標や計画、取り組みの手立て等を入れていただくと、学校組織が動いていくことが可能になります。例えば私の勤務校では、日本語支援・多文化共生委員会ができました。これは当時の副校長先生のリーダーシップが大きかったです。高校の学年団や分掌や教科から担当者が選ばれ、さまざまな課題について話し合い、取り組みが進みました。また教育行政もこのような取り組みをすすめる校長さんを支えて欲しいです。教育行政、学校の管理職、教職員集団、それぞれのレベルで取り組みがないと難しいと思います。

高橋（清）：ちょっとスキルのなところですが、ひとつは例えばコミュニケーションツールとして翻訳機を使ったり、あとは家庭との連絡のときに、文部科学省のサイトに「かすたねっと」という多言語情報があつたりするので、それを使うことができます。例えば、私もよく使っていたのは、面談のお知らせとかを保護者に伝えるときに、ふつうの日本の文書だと前置きが長すぎてどこが大事かわからない。そういうのは全部取って、肝心なところに数字だけ入れれば伝わるような、数字と時間だけ入れれば面談の希望が伝わるような多言語のものを使ったりしました。あとは健康診断とか、さまざまなものが「かすたねっと」に載っていますからそういうのを活用することができます。

それから地域との連携でいえば、例えば国際交流協会にちょっと問い合わせしてみるとかできます。一人で抱えないで、さっきの話にもありましたけど、困り感を他にも伝えることですね。協働でやってくということが必要なんじゃないかと思います。あと、やさしい日本語っていうのがあります。多言語支援だけでなく、やさしい日本語を意識して教員が使うと、日本人にとっても役立つんですね。結局言葉がわからないために聞いていても授業がわからないっていう生徒は、日本人でも結構多くいます。やさしい日本語で一つ一つセンテンス短く、簡潔に話す授業というのはたぶん、特に定時制などでは求められると思いますので、そういうスキルも使うといいんじゃないかなと思います。

角田：多文化コーディネーターの話が神奈川からありましたが、学校を動かすためには、コーディネーターの方の力がとても大切だと思います。コーディネーターの方が孤立しないよう

にすること、校長先生や行政の支援がないと上手くいきません。多文化コーディネーターの力で、学校が変わることも可能です。神奈川県立高校では多くのコーディネーターがおり、20数校に導入されていますが、まだ東京都立高校は4校のみですが、これから注目していきたいと思います。

長谷川：今お聞きしていて、自分が最初の一人として始まって、どうやって味方を増やしていったのかということについてちょっと思い出したんですが、まずは一人で抱えないで「こういうところを変えていかなければいけない、こういうことで困っている、こういうことをしていきたい」ということをとにかく言い続けるようにしていました。最初は「そんなことは無理だよ」と言われてしまったり、「それは理想だけだね」などと言われてしまったりするんですが、そうやって言い続けていると、共感してくれる人が1人、2人と増えてきて、そうすると「もしかしたらそれならできるかもね」となって、ちょっとずつ実現していくことがあるんですね。言霊ってよく言いますが、「無理かもしれないけどこれやりたいね、こんなことできるといいね」とずっと言葉にし続けたら、味方が増えていく、ということはあると思います。あとは、教員が言ってもなかなか聞いてもらえないので、外部の方の力を借りて校内の研修をして、生徒はこんなふう困っているんだということ、そのやり方では生徒はわからないんだなどということを説明してもらうこともできる。そういう研修をすることで、意識が変わっていく教員も多いんじゃないかと思います。

村上：コーディネーターの派遣について、神奈川県では20数校、東京都ではまだ数校だという話ですが、コーディネーターが高校のなかに入ってサポートするためにどのようにアプローチしているのでしょうか。

高橋（清）：先ほどの報告でもありましたけど、ボランティア活動推進基金という助成金を受けたことがスタートなんです。それで教育委員会と協働することではじまりました。基本的には、形式上は教育委員会のほうで学校を指定して、そこで予算も配分されます。学校長が推薦する形になっていますが、コーディネーターはこちらから人材を提案・推薦することになっていて、説明会もやっています。教員はどんどん替わるので、担当の学校の管理職と担当教員向けの研修会も年2回ぐらいやっています。一番最初、学校側にお願いするのは何かかっていうと、名札と机をくださいということです。そこからなんですよ。結局そういう人材って、学校側からすると、よくわからない人が来る、誰あの人、みたいな話になっていて、最初はすごく動きにくい。そのため、まず机と名札、そしてしっかりと紹介してもらうことですね。職員会議とかで職員向けに紹介してくださいということをお願いしています。そこからがスタートです。あとは定期的な会議に参加するとか、担当教員と密に連絡するとか、いわゆる学校文化の中での枠組みにきちんと入るような仕組みを作らないと、機能しないと思います。

村上：何で聞いたかっていうと、この一人で抱え込まないって話のときに、自分一人の判

断でコーディネーターを呼べるのかとか、そういうことを思ったんですね。その、外部に頼むって話がありましたけど。どこまで教員一人、個人で活動できるのかっていうのは少し気になりました。

高橋（清）：教育委員会との連携は、ゆくゆくはしなきゃいけないと思います。東京は通訳派遣制度はあるんですか。

長谷川：はい。あります。

高橋（清）：通訳派遣制度自体も、ある都道府県は限られています。神奈川の場合、県予算で、何百万単位、年間 500 回以上通訳入るような制度が出来上がっています。やっぱりつながりができている。そういう子がいたら当然のように通訳を手配しなきゃいけないなというところの意識はあるんですけど、最初は個人的にお願いして通訳に来てもらうところからたぶんスタートするんでしょうね。

高橋（典）：事前に頂いたコメントの中でも地域間格差についてのものがありました。神奈川のように非常に先進的な地域や、東京のように徐々に充実しつつある地域がある一方で、今回、リアルタイムで視聴されている方々は全国各地にいらっしゃいます。神奈川や東京だったらそういったことができるかもしれないけど、うちの自治体はまだまだというようにご苦労されて、がんばっておられる方々もいると思います。そこで、例えば高校と、その地域の行政や教育委員会、あとは NPO、さらにはその地域にある大学なども含めて、地域の中でこういった外国にルーツを持つ生徒たちが、高等教育に進学して、さらにキャリアを積んで社会で活躍していく上で、どういう仕組みが求められていくのか。それが特定の自治体しかできないというものではなくて、他の自治体も応用可能な、理想的なあり方について、もしお考えがありましたら、ぜひお聞きしたいなと思います。

角田：文科省からもモデルが出されていますし、神奈川のモデルを参考にしながら全国に広がっていくとよいかと思います。

高橋（典）：東京もその神奈川モデルをかなり参考にしつつということでしょうか？

角田：東京と神奈川の違いですが、東京は規模も大きく、これまでの経緯や背景も異なります。公立高校は、都道府県教育委員会が大きな影響をもっていますので、やはり自治体の教育委員会が動かないと高校はなかなか変わらないなと思います。

ただし東京には大学がとても多くあります。さまざまな大学と連携することで、私は東京の可能性は拡がると思います。

高橋（清）：ひと言言っておかないといけないのは、神奈川が進んでいるとか、先進的とかい

うのは、当事者の神奈川はそうは思っていないんです。まだまだ足りないというのが現実で、いろいろな課題があります。例えば神奈川で今一番課題と私自身が思っているのは、学齢期の不就学の問題です。学齢期の不就学は横浜が一番多いですね。他にも学齢超過の受け入れ問題、夜間中学の問題ですね。学習機会が保障されているかどうかは、神奈川全域でも結構差がありますし、自治体によっても差があります。高校のほうも、中退率もそんなに低くありません。先ほど、文部科学省の中退率9.3%というのを発表しましたけども、それとそんなに変わらないという問題はあります。制度は整っているように見えるんですけど、それがきちんと機能しているかという、まだまだかなという部分はあります。

全国の特別枠などの高校入試の制度を調査しているネットワークがあって、去年までは小島祥美先生が担当されてたのを、今年は私も担当に加わせていただきました。それ見ると、地域によって本当に格差があったりするんです。でもいきなり一足飛びに制度が整うわけじゃないので、まずは足元ですよ。まずは足元の当事者の外国につながる子どもに対してどうしたらいいかということを考えてかないと、制度ありきでうまくいくことはありません。やはりみんなの思いが、この子たちのために何とかしたいね、というところから発するので、その延長で人が集まり、みんなで何とかしていこう、と。あとはその課題意識を、行政とか地域とかと共有する仕組みが必要かなと思います。共有すればそこでアイデアもいろいろ生まれてくると思うので。地域のいろいろなアイデアが、たぶん地域なりのアイデアがあると思いますが、そういうものを生かしていき、課題解決を目指すのがよいとは私は思っています。行政との関わり方で、よく、交渉すれば行政が何かしてくれるっていうふうに思われることもあります。そういうやり方もあるんですけど、私はそれだとうまくないと思うんですね。課題を共有すること、そしてその解決のために、地域が一緒になって解決しましょうねと、学校も教育委員会も支援者も同じ立ち位置で、やっていかないと解決しないかなっていうふうに思っています。

高橋（典）：どうもありがとうございます。ちょっと細かな質問でもよろしいでしょうか。東洋大学に関してなんですけど、東洋大学の入試で、なぜこの英語能力と日本語能力のこの基準を設けたのか。どういう理由からということで、それを決められる間にどんな議論があったのかという質問があって、話のがらっと変わりますけれども、その辺いいますか。

村上：日本語能力と英語能力をこのように設けた理由ですが、まずは入試の案を作るにあたっては、宇都宮大学の事例を参考にさせていただきました。宇都宮大学のほうは、日本語がN1で、英語は準2級とされています。しかし、N1では高すぎるのではないかという懸念がありました。また東洋大学では、N2相当程度の日本語能力を持っている留学生を受け入れていますので、その基準に従って、とりあえずN2にしてみることにしました。

英検に関しては、いろいろ議論がありました。特に学科内で2級にしたほうが良いのではないか、という意見が多くありました。しかし報告で申し上げたとおり、高校まで頑張ってきたプロセスを検定で見たいこともありまして、日本語検定も受けて、英語検定も受けて、それで英検2級を求めるのはハードルが高いのではないかと思います、まずは準2級というこ

とにしました。

また、大学内だけでなく、高校の先生やNPOの方などにヒアリングさせていただき、これが妥当なレベルではないかという意見をいただいたことも踏まえて設定しました。日本語能力と英語能力の基準については、受験生や入学後の学生の様子を見ながら、適宜見直していくことも検討しています。

高橋（典）：どうもありがとうございました。ちょっと個別の質問が1つあります。長谷川さんと楠さんのご発表のスライドのなかでいろいろな入試形態をご紹介されたところで、「特別な推薦」という表現がありましたが、それはどういうものですか、という質問がオンライン上で届いておりましたので、よろしくお願ひします。

楠：特別な推薦はUNHCRの難民の子どものための推薦制度や、それから英語のスコアを使った推薦です。

高橋（典）：ありがとうございます。最後にみなさんから、このディスカッションを含めて一言コメントいただければと思いますが、よろしいでしょうか？

長谷川：先ほども楠が言っていました、今回の発表準備は、これまで私たちが一つひとつ実践を積み重ねてきた過程を振り返る作業でした。そこには生徒一人ひとりがいて、その生徒たちとどのように関わってきたかということ振り返ることができました。それを踏まえて今回みなさんの発表をお聞きして、彼らへの支援は卒業して終わりではなく、これからも継続していくことが本当に大事だなということを痛感しています。失敗を恐れずに何かを変えていく、何かを始めていくということを、たとえそれが小さな変化だったとしても、それを積み重ねていくことでだんだん大きな変化に変わっていくと信じてやっていきたいと思ひます。東洋大学の新しい入試制度の始まりも、大きな大きな一歩だったと僭越ながら思っており、本当に感謝しております。ありがとうございました。

楠：はい。ご質問いただいた中にも、非常に多くの仕事の中で十分な支援ができていなくて困っているというお話もありましたけれども、私自身は、いつも長谷川などとも話をしていのですが、目の前の生徒に対して、今しなくてはいけないことばかりに追われて、こういうことをしたいなと思うことをできないでいることを、いつもとても歯がゆく思ひています。歯がゆく思ひながらも、それでもうまくいったら、生徒が踏ん張ってくれたとほっとしたり、悪いことが起こったときには本当に至らなかつたと反省したり、といった毎日です。でもそれは、もしかしたら生徒一人一人の人生を変えてしまったのかもしれないということを重く感じながら、次につなげていかななくてはいけないということを、たくさんの実践を伺って思ひました。うまくいかなかつたところからも、これからを変えていくようなことにつなげていきたいと思ひました。

角田：日本の教育行政は「一人も置き去りにしない」と言っています。そういう社会をいかにつくっていくのか、今日のこのシンポジウムで、私自身も学ぶことができました。制度が変わると世の中も変わると思います。高校生に関わる「在留資格」の制度が変わると全国の高校に通知が届きます。そのことを知り、1枚の通知ですが、高校現場の先生が、この通知は大切なことである、目の前の生徒のために何とかしていきたい、という可能性が高まると思います。入試制度も同じだと思います。ひとつの入試かもしれませんが、東洋大学がこのような入試制度を導入したということは、全国に知られると思います。全国の高校や大学に影響を与えるはずです。このことを実感したシンポジウムでした。ありがとうございました。

高橋（清）：現在、就職支援に関わっていますが、その観点からは、今日はあまりお話できませんでした。就職支援に関わっている者として、神奈川県でも管理職研修の講師をさせてもらっていますが、全校の県立高校の管理職の研修で話すときに意識してもらおうとしたのは、家族滞在の問題で、学校は子どもたちに就職するチャンスがあるんだよっていうことを伝える義務がある、ということなんです。家族滞在の子に、あなたは就職できませんよって言ったら終わりなんです。これは知らないために権利を侵害しちゃったことになる。高校はハローワークから就職のあっせんを受けているので、家族滞在の子に、早い段階から、あなたも就職活動できますよ、就職する・できる可能性があるんですよっていうことを伝えないと、これは差別になるんですね。教員の進路指導の責務なんです。それを言ったらもう管理職の先生はびっくりしていました。それはあまりに知られていないんです。ということは、家族滞在の子どもがどこにいるか知らなきゃいけないんですね。そこまでやらないといけないんです、子どもの希望にチャンスをきちんと与えるために。まだまだ遅れているんです。犠牲になっている子たちがいるという現状を憂います。

それからもう一つは就職支援で、高校を卒業した人が相談に来ていますが、最初、ハローワークに家族滞在で正規就労はできるので、正社員の仕事を紹介してくださいといったそうなんです。そしたら、ハローワークで駄目だと言われた。ハローワークの人は知らなかったんです。それで厚生労働省に電話して、いやそんなことはないということを教えてもらった。今度は企業に、内定通知をくださいって言ったら、出せないって言われた。いまだに出さないうで終わっているんですよ。すごく有名な企業です。そうした有名企業が家族滞在の若者に内定通知を出せないと。本当に知られていないんですね。就職するまでにひとつひとつまづくんです。そういう現状があって、ほんとに何とかしたいなと。日々そういうのと闘っています。

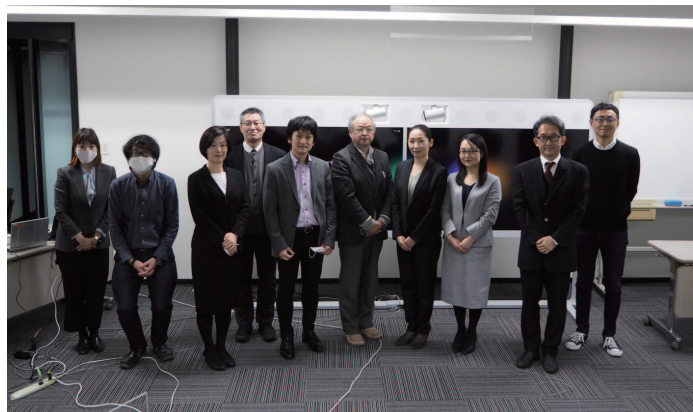
村上：今日はどうもありがとうございました。今回、東洋大学での入試導入についての報告をしましたが、こうした実践報告をすることについて、個人的に難しさを感じていました。研究者としてもっと学術的なことを話さなければならないのではないかと悩んでいました。でもその一方で、大学関係者としてこうした入試導入という実践について話すことも大事だろうという強い思いもありました。最後にこの場を借りて、自分は社会学を専門と

する研究者であるというところに立ち返って、今日のシンポジウムを考えていきたいと思えます。

先ほど少しお話ししましたが、私はフランスをメインに研究してきました。そのため、日本社会の仕組みやあり方について、フランスとの比較から考えることがあります。特に学校については、フランスの学校の研究をしたり、中学校でフィールドワークをしておりましたので、日本の学校の制度的特徴について考えることがあります。私自身は日本の学校教育を受けてきましたが、詳しい制度などに関して、成長して研究者としてみると、ある種の「発見」があります。時間の関係で、それをここで話すことはできませんが、日本もフランスも同じような課題に向き合っていますが、ふたつの社会を見るとさまざまな面で異なっています。そう考えたとき、とりわけ自分たちがどのような社会に暮らしていて、それがどのような社会で、どのような制度を持っているのかなど、社会学的な背景から理解していく必要を感じます。外国にルーツを持つ若者の問題に対しても、社会学的なアプローチによって重要な貢献ができるのではないかと、今日、みなさんのお話を聞きながら思っていました。

先ほどの報告でアンガージュマンについて話しました。もちろん実践的なアンガージュマンもあると思いますが、社会学知をつくり、社会学者として社会にどのように貢献するのかということ、これからの自分の課題とし、研究を進めていきたいと思った次第です。本日はどうもありがとうございました。

井沢：本日は大変に貴重なご意見ご提案をいただき、ありがとうございました。今回のシンポジウムは、人間科学総合研究所の研究チームである「多文化共生と外国人の住民の社会統合」の研究の一環として開催させていただきました。本日は大学進学や教育の問題をテーマに取り上げて行ったわけですが、現在の日本社会を見ると、外国籍住民の方々の問題は、今日扱った教育の問題だけでなく、子育て、労働、言語、また地域参加や社会参加、あるいは政治参加などの問題、個別には例えば技能実習生の問題や入管収容施設の問題とか、枚挙にいとまがない状況です。いまやもう日本社会という地盤に対して、そうした外国人住民の方々の問題がマグマのように下からふつふつと押し上げているような状況があって、いかにそれに対応してくかということが迫られているものだと思うんですね。今申しましたいろんな問題点は、決してばらばらの問題ではなくて、やはりすべて連関している問題であるというふうに考えます。それぞれの分野でやはり専門的に扱うと同時に、お互いのネットワークを作って、より良い社会の仕組みをつくっていく必要があるんじゃないかというのを、今日感じた次第でございます。



外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援

——高校、地域社会、大学の連携に向けて——

外国籍住民の増加ならびに定住化が進み、外国にルーツを持つ若者の社会での活躍もますます期待される。しかしその一方で、義務教育段階と比べて、後期中等教育においてはその対策の遅れが目立ち、高校進学、高校生活、そして高校卒業後の進学率や就職率において、大きな格差が生まれている。

本シンポジウムでは、外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援に取り組んできた高校の先生やNPOのスタッフにご登壇いただき、かれらの大学進学の現状と課題を議論する。そのことを通して、外国にルーツを持つ若者の社会統合と、今後の多文化共生社会のあり方を考えたい。

【日時】

2020年12月13日(日)
14:00～17:00

【パネリスト】

長谷川聡子・楠瑠奈
(都立南葛飾高校)
角田仁(都立一橋高校)
高橋清樹
(多文化共生教育ネットワークかながわ)
村上一基(東洋大学)

【司会】

井沢泰樹、高橋典史、山田香織
(東洋大学)

【開催方法・申込方法】

・Webex Eventsを用いたオンライン開催
・詳細は参加申込いただいた方に後日ご連絡いたします。

・下記のフォームから12月10日(木)までにお申し込みください

<https://forms.gle/JKRyjriZoGdFWJD37>

【参加費】 無料



【主催】東洋大学人間科学総合研究所

研究チーム「多文化共生と外国人住民の社会統合」(代表:村上一基)

【共催】2020年度井上円了記念研究助成(研究代表者:井沢泰樹)

【問い合わせ先】migrants@toyo.jp

(写真は東洋大学で外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援をするサークルSPRITの活動風景)

登壇者紹介

(2021年12月現在)

長谷川 聡子

東京都立南葛飾高等学校・主任教諭。国語科、進路指導部（在京外国人生徒担当）。

楠瑠 奈

東京都立南葛飾高等学校・主任教諭。国語科、教務部（在京外国人生徒担当）。

角田 仁

東京都立一橋高等学校・主任教諭。公民科、多文化共生教育ネットワーク東京、文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー。

高橋 清樹

認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
神奈川県央地域若者サポートステーション総括コーディネーター

村上 一基

東洋大学社会学部・准教授。専門は社会学（国際社会学・都市社会学、フランス地域研究）。

司会：

井沢 泰樹

東洋大学社会学部・教授。専門は社会学（ダイバーシティ論、多文化共生論）

高橋 典史

東洋大学社会学部・教授。専門は社会学（宗教社会学）

総合司会：

山田 香織

東洋大学社会学部・講師。専門は地域研究（ドイツ、日本）

東洋大学人間科学総合研究所 公開シンポジウム記録集
「外国にルーツを持つ若者の大学進学に対する支援：
高校、地域社会、大学の連携に向けて」

2021年7月発行

編著：村上 一基

(研究チーム「多文化共生と外国人住民の社会統合」)

発行所 東洋大学人間科学総合研究所

〒112-8606 文京区白山 5-28-20

©2021 東洋大学人間科学総合研究所

ISBN 978-4-909613-00-4